| 1 | . 出席議員 | エゲタア | かいである | (10夕)                   |
|---|--------|------|-------|-------------------------|
| 1 | . 市烙譲目 | はぶのと | カリじめる | ) ( 18 <del>7</del> - ) |

| 1番  | 堀 | 畄 | 敏  | 喜 | 2番  | 炭  | 窜 | 131 < | (代 |
|-----|---|---|----|---|-----|----|---|-------|----|
| 3番  | Щ |   | 敏  | 子 | 4番  | 小坝 | 并 |       | 実  |
| 5 番 | 佐 | 藤 | 高  | 清 | 6番  | 佐  | 藤 |       | 博  |
| 7番  | 武 | 田 | 正  | 樹 | 8番  | 立  | 松 | 新     | 治  |
| 9番  | 山 | 本 | 芳  | 照 | 10番 | 杉  | 浦 |       | 敏  |
| 11番 | 安 | 井 | 光  | 子 | 12番 | Ξ  | 宮 | +₹    | 郎  |
| 13番 | 渡 | 邊 |    | 昶 | 14番 | 伊  | 藤 | 正     | 信  |
| 15番 | Ξ | 浦 | 義  | 美 | 16番 | 中  | Щ | 金     | _  |
| 17番 | 黒 | 宮 | 喜四 | 美 | 18番 | 大  | 原 |       | 功  |

- 2. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 3 . 会議録署名議員

2番 炭 竃 ふく代 3番 山 口 敏 子

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

| 市           | 長      | 服 | 部 | 彰 | 文          | 副       | ī        | Ħ          | 長               | 加 | 藤 | 恒 | 夫 |
|-------------|--------|---|---|---|------------|---------|----------|------------|-----------------|---|---|---|---|
| 教 育         | 長      | 大 | 木 | 博 | <b>広</b> 住 | 総       | 務        | 部          | 長               | 下 | 里 | 博 | 昭 |
| 民生部長福祉事務所   |        | 平 | 野 | 雄 | Ξ          | 開       | 発        | 部          | 長               | 早 | Ш |   | 誠 |
| 十四山支原       | 折 長    | 横 | 井 | 昌 | 明          |         | 計<br>会 i |            | 者<br>長          | 村 | 上 | 勝 | 美 |
| 総務部次兼税務調    |        | 若 | Щ | 孝 | 司          |         | 生 部環 均   | 『 次<br>竟 課 | 長<br>長          | 久 | 野 | _ | 美 |
| 開発部 次兼都市計画  |        | 伊 | 藤 | 敏 | 之          | 教       | 育:       | <b>邓次</b>  | 長               | 高 | 橋 |   | 忠 |
| 監 査 委事 務 局  | 員<br>長 | 加 | 藤 | 重 | 幸          | 総       | 務        | 課          | 長               | 佐 | 藤 | 勝 | 義 |
| 人事秘書記       | 果長     | 村 | 瀬 | 美 | 樹          | 企i      | 画政       | 策課         | 長               | 伊 | 藤 | 邦 | 夫 |
| 防災安全記       | 果長     | 服 | 部 | 正 | 治          | 市       | 民        | 課          | 長               | Щ | 田 |   | 進 |
| 保険年金記       | 果長     | 佐 | 野 |   | 隆          | 健力      | 康 推      | 進課         | 長               | 渡 | 辺 | 安 | 彦 |
| 福 祉 課       | 長      | 前 | 野 | 幸 | 代          | 介       | 護高       | 齢 課        | 長               | 佐 | 野 |   | 隆 |
| 児 童 課       | 長      | Щ | 田 | 英 | 夫          | 総記<br>所 | 含福祉      | セング        | タ <b>ー</b><br>長 | 伊 | 藤 |   | 薫 |
| 十四山総合をセンターを |        | 鯖 | 戸 | 善 | 弘          | 農       | 政        | 課          | 長               | 石 | Ш | 敏 | 彦 |

商工労政課長 服 部 保 巳 土木課長 三 輪 眞 下 水 道 課 長 橋 村 正 則 教 育 課長 服 部 忠 昭 社会教育課長 水 野 進 図書 館長 伊 藤 秀 泰 5 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名 柴 田 寿 議会事務局長 忠 佐藤 書 記 文 書 記 岩田繁樹 6 . 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名 日程第2 議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算 日程第3 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算 日程第4 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算 日程第 5 議案第 4 号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算 日程第6 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算 日程第7 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算 日程第8 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算 日程第9 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 日程第10 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について 日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定につ 日程第12 議案第11号 117 日程第13 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につい 7 日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について 日程第15 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について 日程第16 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について 日程第17 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に ついて 日程第18 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について 日程第19 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について 日程第20 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について 日程第21 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について 日程第22 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について 日程第23 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第24 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について 日程第25 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について 日程第26 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について 日程第27 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について 日程第28 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について 日程第29 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について 日程第30 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について 日程第31 議案第30号 市道の廃止について 日程第32 議案第31号 市道の認定について 日程第33 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号) 日程第34 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) 日程第35 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算(第2号) 日程第36 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第2号) 日程第37 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) 日程第38 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第4号) 日程第39 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第40 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第41 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算(第9号)

## 午前10時01分 開議

議長(黒宮喜四美君) ただいまより継続議会の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(黒宮喜四美君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、炭竃ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

議案第1号 平成21年度弥富市一般会計予算 日程第2

日程第3 議案第2号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計予算

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

日程第4 議案第3号 平成21年度弥富市老人保健特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成21年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成21年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 平成21年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

議長(黒宮喜四美君) この際、日程第2、議案第1号から日程第9、議案第8号まで、以 上8件を一括議題とします。

本案8件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず大原功議員、お願いいたします。

18番(大原 功君) では、質問させていただきます。

施政方針について、まず1点を初めにお聞きします。

ここの1番目の中ごろに行政改革とか財政健全化を図るということが書いてあるけれども、 これについては現在あるものも含めた改革なのか、新たにこれからやっていくものも含めた 改革をやられるのか、ここをちょっとお聞きします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 改めておはようございます。

大原議員の御質問にお答え申し上げます。

行財政改革というのは、もちろん今までやってきたこと、そして今日的に現在進められて いること、あるいは将来的に進めていくこと、すべて一貫しておりまして、今、大原議員の 御指摘の問題につきましては、今まであることについても見直し、そしてこれから現在やっ ていること、これから将来に向けていろんなことを進めていくわけでございますが、そうい ったことも含めて行財政改革と言っております。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) どうもありがとうございました。

次に、下水道整備ということがあるんですけれども、下水道整備というのは市長も御存じのように、やっぱり地域の環境とかいろんなもの、衛生面を含めたものをやっていくわけですけれども、これについてはもう10ヵ月ぐらい前から平島町中心の公共下水だから、負担が幾らかかって、それはどういうふうに加入をするんだとかということを説明してくださいということになっているんだけど、今現在もまだ説明がないと思うんだけど、市長はいつからやられるつもりであるのか、お聞きします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 公共下水の整備につきましては、地元との皆様にも大変な御協力をいただき、また工事期間でございますけれども、大変市民の皆様にも御不便をおかけしているということは、重々私どもとしても承知しております。一刻も早く供用に向けて現在も工事を進めておるわけでございますが、この公共下水につきまして、それぞれの地域におけるところにつきましては、御説明も事前にさせていただいております。

今後、今回の公共下水の条例化に伴いまして、私どもとしては、さらに皆様の方に周知徹底していくという状況の中で、この議会が終わりましたら、新年度の早いところ、また地域の皆様にも御説明申し上げていきたいというふうに思っております。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) この下水については、現在では平島町は約2,400世帯ぐらいあるわけね。この21年に完成すると約200軒ぐらいふえますから2,600軒ぐらいになるんだけど、その2,600軒の間で何軒ぐらいが初年度で加入をしていただけるのか、一遍お聞きしておきます、目標。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 大原議員の御質問にお答えします。

平島地区、鋭意工事の方を進めさせていただいておりますが、大変申しわけございませんが、100%とはいきません。ほぼ95%ぐらいは行く予定をしております。まだ1年、工事期間、21年に工事を進めさせていただくということで......。

[「加入者、軒数」の声あり]

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 大変御無礼をいたしました。当初の計画といたしましては、たくさんの方に同時に加入していただきたいわけでございますが、おおむね私どもは20%を一つの目標にしながら、この公共下水を皆さんに対してPRをしていきたいというふうに思っております。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) その20%ということになると、約500軒近くだけれども、その500軒近くの人が加入ができるというのは、どういう条件でできるというふうに考えてみえるのか。 実際、宅地内についてはお金がかかるんですけど、そうするとその目的として20%というのは、何を基準に20%という計算をされておるのか。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 20%の根拠でございますが、先進地事例を見させていただきまして、おおむね1年目は20%というのが多うございますので、そのようなことで20%という 設定をさせていただいております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) この20%というのは、いつを基本に20%にしたのか。今現在の景気は、先ほども言ったように、日本経済は国民生産が今12.8%ぐらいダウンしておるわけね。 そこの中で20%というのは、いつその20%という計算をされたのか。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 20%をいつというようなことでございますが、これにつきましては過去からの事例で平均ということで、今回、経済が激変してございますので、その20%が本当に達成できるかというのはちょっとわかりませんけれども、20%を目標に推進をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) だから、私が言うのは、20%とあなたが言われるけれども、あなたが今言ったように、できるかできんかわからんような説明なんだな。それはなぜかというと、市長に聞くけれども、今、日本で住宅ローンが払えん人が昨年の12月15日で約100万件あります。これはなぜかというと、1998年に金融公庫がありましたね、このときに一番利息の安いときは2%だった。それから10年たつと、今言う12月15日がちょうど10年目に当たるわけね。それからだと、利息が今度2%じゃなくて4%になるわけね。今、実際に借りる人は2%ぐらいで借りるわけね。景気が悪くなって4%というふうになってくると、ほとんどの人が払えんようになっちゃう。

これは平島町も含めて弥富でもそうですけれども、払えん人がかなり多いわけね。そこの中で、宅地化の中の下水の30万から100万の工事費を出そうと思うと、なかなか今の状況では出せないわけだ。そうすると、何が一番ということになると経済効果というのが、先ほど言ったように財政の健全化を図ると、私は今ある浄化槽を2次サイホンにして、今のあるものを利用しながらますに回せば、中の宅地の工事費が、そこからつなぐだけだから、例えば工事が3万から5万ぐらいで済むところがたくさんあります。そういうふうにして早くつな

いでいただくというふうにすると経済効果というのがあると思うんでね。

一たんそれを取ってしまうというふうになると、恐らく駐車場なんかにたくさん今は建て売りなんかはありますけれども、そのものを全部取ってしまうと、少なくとも50万から100万はかかります。掘って、それを出して、そしてまた土を入れてコンクリートを張るとなるとね。こういうものがあるから、恐らく今30万から50万といって出せる一般家庭というのは、そんなこと言っては、かなり少ないだろうと思う。下手するなら10%を切ってくるんじゃないかなあと思うんだね。

このくらい経済が今、きのうもテレビを見ておったら、高校生の方が僕は学校で授業をやりたいと、だけど、お父さんが失業事態でお金がもらえないから、僕が勉強をどれだけしたいなあと思ってもやれないと、泣いて言ってみえたけれども、公立ならいいけど、私立の場合はそういう滞納が物すごくあるわけね。だから、そういうのを含めて、そこへいって住宅ローンが払えない、そしてお父さんのボーナスも減ってしまう。今のそういう雇用体制がもうできないとなってくると、とてもじゃないけど、これは大きな問題になるわけ。それを初めから問題があるやつを消費者にやれというのは、これは全く酷なことじゃないかなあと思うけれども、こういうことを市長は考えたことがあるのかないのか。

日本の経済の先を見て、まだまだこれから景気は悪くなる。私が思うには、この3月にはまだ大きな企業、きのうもつぶれていましたね。不動産投資というようなことが1950億ぐらい、つぶれていました。まだこの3月までには法人の決算があります。それから、大体5月ごろには法人税を支払わないかん、そして一般には6月ごろにまた払わないかんというふうになってくるので、かなりのものが負担になってくると思います。そうすると、市が言う事業をもうけるためにやるんじゃなくて、やっぱり皆さんが加入をするためにやるんじゃないかなあと思うけど、この辺のところどうですか。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 議員にお答え申し上げます。

現在の経済状況というのは、本当に半年前はだれもが予想できないような状態になっていることは、皆様御承知のとおりでございます。

しかし、公共下水の観点からすれば、国の考え方、あるいは私は弥富市の市民のニーズ、そういったことも踏まえて、私どもとしては平成14年のときに意思決定をしているわけでございます。そうしたことの中においては、この市民ニーズにもこたえていかなきゃいかんという形の中で、とり行いを粛々と進めさせていただいておるわけでございます。

こういった中で、少しでもつないでいただきたいというのはもちろんでございます。さまざまな今回の条例の中におきましても、負担金の問題であるとか、使用料の問題という形の中で設定をさせていただいておるわけでございます。

また、当初の経費につきましては、今議員御指摘のとおり、通常の家屋ですと30万ぐらい、あるいは郊外地だと100万近くかかるというような状況があるわけでございますけれども、ここにつきましても、我々としてはさまざまな形で皆さんに対して御援助というか、いろんな形の中で考えていきながらサポートしていきたいというふうに思っております。 議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長はそういう温かい、市民にとって、消費者についてされることは大事なことだと思うのでいいんですけれども、もう一つ聞きたいのは、水道企業団が水道料金を徴収するわけだな。そこへいって、今下水道も徴収してもらう。そうすると、水道料金は払いますけれども、下水道を払わんというふうになったら、これはどうやって取るのか。議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 下水道料金を払わないという件でございますが、私どもも水道料金とあわせて下水道料金を徴収するように、今段取りを進めておりますが、皆様に納付の方をお願いしていくというようなことでやらせていただきたいと思います。

〔18番 大原功君「払えんときはどうするんだ、そこが問題だと」の声あり〕

下水道課長(橋村正則君) 下水道料金につきましては、督促等を出させていただきまして 徴収の方をさせていただくように努力をさせていただきます。以上でございます。 議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) これは公共的なものだから、これは両方になっておるから言うよ。電気会社は電気を供給していいんだけどね、ガス屋だったらガス屋が処理するけど、これは水道は自分のところの企業団だけの水道のものを集めるのでいいんだけれども、ただこっちの方については滞納も委託して集めるわけだ。そうすると、自分のところのものは集まったから、こっちのものはもう集まらなくてもやむを得んということが出てくるわけだ。中には、生活するために、夜御飯つくったり、ふろを沸かしたりせないかんから、その水だけは使いますけれども、こっちの下水道の流す分について、とまってしまったらどうするんだということ。そういうときには水道もとめちゃうのか、こういう問題が出てくるわけだ。

で、つないだ人については、今の現状では合併浄化槽で1年の保守点検が普通のうちだと1万5,000円ぐらいやね。これが大体5,000円になると、年に6万円かかるわけだ。そうすると、その差額が4万5,000円かかるわけ、そうでしょう。そういう負担がそこへ出てくるもんだから、家庭の中ではなかなか月に5,000円、6,000円というのは、本当に定額給付金のように2万円、1年で2万円もらうだけですよ、ただ1回ね。だから、それが毎月毎月2万円ずつもらえばいいけれども、そうじゃないもんだから、その分について、そのもらった分で4年間は、2万円あればその4年なら4年、2年なら2年あるかもわからんけれども、それ

以後はないわけだから、そういうときに水道料金は払う、片方は払えないということは、督促を出しても、払えんものはどうしても払えんわけや。そういうときについては、市側は事業が目的じゃなくて環境問題を目的として促進をしておるわけね、下水というのは、地下の下水といって地下道にただ水を通すだけのことだから。そういうのを含めて言うと、やっぱり料金を安くするなりしないとなかなかいかんのだけれども、今の現状の157円かな、立方当たりと言われるけど、そうなってくると、あなたたちが言う3,000円、4,000円で済まんわけ、実際ね。5,000円ぐらい平均かかると思うんだね。なぜかというと、夏の計算もしていないわけな、夏は水を飲むんでな。手洗いにも水を使うわけだ。そういう計算を大体1年間、365日を計算すると、やっぱりそのぐらい金額がかかると思うんだ。だから、その分だけを、まず下水料金が払えんときは、市はどうやってやっていきますかということだけ、下水道課長、一遍。

# 議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 失礼します。下水道料金が滞納されたらというようなお話でございまして、今、南部水道企業団に料金の徴収委託を協議しておる段階でございます。その中で、最初の請求は南部水道企業団から出させていただく、そして徴収の方も南部水道企業団でやっていただくというようなことで、1回目で下水料金が入らない場合につきましては、督促を1回目までは水道企業団でお願いするというようなことで今進めております。それ以降につきましては、市の私どもの方で徴収を引き継ぎをさせていただくというようなことで考えておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

### 議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 徴収をいただくと言っても、払えん人にはどうしようもないわけだな。先ほど言ったように住宅ローンでも払えん人が多くあるわけだ。払えん人についてはどうしようもないから、それは市の方が面倒を見てあげるというならいいんだけれども、下水というのは、今は排水になっておるんやね。排水は国の法律で決められておる、憲法で決められておる。これ、一たん許可したものは途中でとめることができないんだ。だけど、今の下水というのは地方公共団体の条例や規則によって決められておるわけね、国の制度によって。国であれば名古屋市も東京都も全部料金は一緒にならないかん、消費税と同じように、そういう今のあれがあるわけね。だから、その中の決まりだから、本当に払えん人については、一たん下水をつないでしまったら、もうその地域については浄化槽をつくることができないんです、これは絶対、そういうふうになっておるわけね。だから、今のその辺のところを、つないでしまった、おい、お金が払えんから、もう一遍自分で浄化槽をつくってやりますよということができないから、その辺のところ、その対応の方はどうしてやってみえるかと。督促をどんどん出しても、払えん人についてはそのまま流させてやってもいいからとい

うことで。

議長(黒宮喜四美君) 開発部長。

開発部長(早川 誠君) ただいまの御質問でございますが、この下水については、上水のようにとめるというような答弁等もございません。ですが、今の滞納があった場合について、 先ほど私どもの下水道課長が申しましたように、これは維持管理の中でこれからきちっとした規定等を設けて、これもまた今後、近い時点にお示しをさせていただきますが、そういった中で、やはりそういう一つの基準的なもの、そういったことも考慮して、これは絶えず私どもの方は徴収に……。

# 〔発言する者あり〕

開発部長(早川 誠君) いや、すべて免除ということではございません。部分的にはそういったことも考慮しがてら、これはあくまでも徴収のもので進めていくということで御理解が賜りたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 下水のことを何回言っておっても、それはなかなか難しいんだって、 だからつくる方は一つの企業として商売をやるんだから、同じことなんだ。お金を消費者か らもらうことは、一つのその事業をやるわけだからなるわけだ。だけど、市の場合は公共性 のものだから、それでもうけるわけじゃなくて、長い目でずうっと、そうでしょう。初めの 計画は20年ぐらいだったが、今度は50年ぐらい、こうね、もうつくる前から延びておるんだ から、そんなもん、おまえさん、今157円と言っておったって、入ってしまったら、今度ど こかで出さなかった、あれだといったら、またその分維持管理がずうっと高くなって200円 だとか250円になったら、もうとてもじゃないけどやれんようになっちゃうわけだ。そうい うことを聞いておるだけだから、そういうのも含めて、市長も今のつなぐ以上、加入料は要 らんというから、いつつながれるかわかりませんけれども、そのときについては、そうやっ て払えないという人については、やっぱりある一定、生活保護とか、それから母子家庭とか 父子家庭とか、いろんなことがあるわけ、そういうところの家庭、住んでおる人もおるわけ だから、そういうのについては免除してあげるよというふうにしないと、とてもじゃないけ ど、生活保護を片方でもらっておる人につないでしまったら、その分上乗せしてやればいい んだわ、またいいんだけれども、そこからまた徴収するとなると、またそれも難しいことに なるから、下水についてはそういったってなかなか答えが出てこんと思う。

それから2番目ですけど、鍋田ふ頭が市長の場合は264億というふうに言われて、これは第3バースを含めた金額と言われておるけれども、あとの残りの70億で本当にその地域の整備というのはできるものかできないものか。残りのバースについては194億、これはバースとして第3バースとして出ておるわけでね。あと残りが市長の言う分だと、残りは70億で本

当にそこまで行く、富浜、今ゴルフ場の横をずうっとやっていますけれども、そういうふうで本当に70億で済むものか済まないもんか、ちょっと聞きます。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 議員にお答え申し上げます。

鍋田ふ頭の第3バースの整備計画につきましては、今年度、国の事業という形の中で平成 21年から開始させていただきます。この事業年数におきましては、平成21年から27年という 形でおおむね計画をされておるというふうに私どもとしては聞いております。

そして、その最初の3年で、いわゆる先ほど議員がおっしゃいました第3バースそのものの整備計画をしていく。そして、あと7年という形の中では、総合的な周辺整備も含めたところの整備をしていくということでございます。

その内容でございますけれども、バースそのものに対する整備費としては194億でございます。周辺整備で70億という形で、合計264億という形で事業が開始されるわけでございますが、整備内容につきましては、岸壁、水深12メーターの耐震強化という形でございます。それから泊まり地、一方では泊地とも言いますけれども、そういったような場所につきましても、水深12メーターの整備をしていく。それから、途中航路におきます泊地、泊まり地につきましても、水深12メーターのしゅんせつを行っていく。そして、その背後におきます道路改良という形について、その整備費が周辺整備という形の中でとり行われるわけでございます。また、荷役の機械、いわゆるガントリークレーンと申しますけれども、そういったような設置も含めて総合的な形として70億という形で私どもとしては聞き及んでおる次第でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) バースに行く前は、155号線の鍋田川からずうっと行く道路も含めて整備をしていかないかんと思うんだね。まだ155号線から国道1号線をまたぐところの橋もできていないわけだから、そういうのを含めてやっていくと、実際にもっと大きな金がかかるんでないかなあと思うんだけど、市長の言うように、県の方ともよく協議しながら、この70億じゃなくて、もっとたくさんもらうように努力をしてもらわな経済効果は上がらんと思うので、それはそれでいいです。

それから公園について、平島地域は市長に前ちょっと言ったことがあるけど、平島なんかは日光線というのがこの平和通りまで来るわけだけど、これについてはかなり道路が広いわけね、中には23メーターあるわけね。そういうある中で電柱がたくさん立っておるわけね。ああいう電柱を、名古屋市でも今一色の辺からずうっと向こうへ行くと今外しておる。それはなぜかというと、これから緊急とか、そういうのに対してヘリポートを全部、おりられるような仕組みとかがあったり、それから弥富市の場合だと、平島なんかだと土地の価格が高

いから、道路を避難所という格好にこれからする方法については、できたら電柱をケーブル 線にして地下埋設するというふうのことにして、公園の確保とか避難所の確保という考えは あるのかないのか。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) ひので公園の都市計画の中での整備は、先回もお話をさせていただい ておりますように、公園そのものについては避難場所としての位置づけを考えておるわけで ございますが、周辺道路におきましては、災害用の緊急車両等の通行確保から避難場所とし て考えていくわけにはいかないというふうに思っております。

また、大原議員の御意見として電柱を地下ケーブルのようにする事業はということでございますけれども、安全な通行区分、あるいは都市景観、あるいは防災上の形の確保といった意味においては、ケーブルを地下に埋めるということにつきましては大変有効な手段であるうというふうに思っておりますけれども、私ども、現時点では電気、あるいは通信事業等において計画がございませんので、実施については今のところ考えておりません。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 考えていないということであればやむを得んですけれども、これから電気の、きょうも新聞に載っていますけれども、2030年ぐらいには1,000万軒を太陽光熱で供給すると。それから、一般家庭からも50円ぐらいで買い取るというふうにね。それと、太陽光熱を使っておるところは電気を買ってもらって多少いいんだけど、片方のそれを利用しておらんところは逆に電気代が高くなるというふうなこともあるので、できたら、そういう家庭から地下につくるというふうに。今、テレビなんかでもかなりケーブルでこうしてつないであるところもありますので、ただやらんというだけじゃなくて、やっぱり研究材料として一遍やっていただけないかなあと思っております。

それから学校ですけれども、北中なんか今見ておると、そんなことを言っては失礼ですけれども、どこかのホテルの廃業したような汚いふうになっちゃって、本当にそこで子供さんが勉強をしておるのでいいのかなあという気持ちなんだけれども、ああいうのをもうちょっとタイル張りにするとか何かして、今、タイルでも物すごく軽いタイル、昔のように厚いタイルじゃなくて目方がすごく軽いものがある。

今、車なんかでも、この間、スズキ自動車の社長のテレビを見ていましたけれど、一つの部品を1グラム軽くすることによって、車が約20キロから30キロ、重さがなくなるということを言っていました。だから、スズキ自動車は、ほかの自動車会社、12社ばかりある中でみんなもうかっておらんけど、あそこはもうかっておりますと言ってみえたけれども、やっぱり子供さんが勉強するには、ある一定、子供さんが学校へ来て、ああ、この学校は僕の学校

だ、うれしいなあというふうになればいいけど、今では青カビのようなふうになっておるけれども、ああいうのは検討するつもりはあるのか、また毎年毎年、色を塗っていけばいいというふうの考えなのか、一遍聞きます。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 弥富北中学校の御質問でございますが、これは耐震補強工事を進めるということにつきましては、皆様の方にも御案内をさせていただいたとおりでございます。

国、あるいは県の方に設計内容につきましても確認済みでございますので、耐震補強工事を その確認のもとに進めさせていただきたいと思っております。

外観をタイル張りにするということは、そういったような申請もしておりませんし、現状 では考えてもおりません。

また、工期などの問題もありまして、状態の悪い北側の外壁につきましては、塗装補修を 同時に考えていきたいと思っておりますので、また真っ白な校舎によみがえるというふうに 思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長が真っ白にすると言うから、北中の生徒は本当に喜んでいると思います、この声を聞いてね。できたら、こういうのもケーブルテレビで流していただいて学校ですると、もっとすっとわかるんだけれども、できるだけ早いところやるということはしていただいたらいいと思います。

次に、この予算書の73ページの工事請負ということで、いこいの里の修繕工事請負というのが書いてあるけど、修繕というのは、10年、あそこはたっておるのかたっておらんのか、一遍そこを聞きたいんだけど。修繕となると、10年以内だと、大体普通は建物を建てた人がせないかんのだけれども、増築なのか修繕なのか。

議長(黒宮喜四美君) 介護高齢課長。

介護高齢課長(佐野 隆君) 御質問にお答えさせていただきます。

いこいの里でございますが、平成15年4月にオープンしまして、既に6年が経過しております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 79ページにきれいなまちづくりの協力の謝礼金と書いてあるけれど も、こういうのは何人の謝礼金なの。できたら、県なんかでもこういうのは何人と大体書い てあるから、こういう説明書というのはわかるための説明書だから、本人がわからなかった ら、これ説明書にならんから、この辺のところ。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) それでは、一斉大掃除のきれいなまちづくり推進の

謝礼金について御説明申し上げます。

この謝礼金でございますが、これは12月の一斉大掃除、議員も御存じだと思いますが、これで市民から出てきます廃棄物の回収につきましては、従来より弥富市建設業協力会、弥富市造園業協力会、そして.....。

〔18番 大原功君「いいわ、そんなことより何人と言ってもら えば」の声あり〕

民生部次長兼環境課長(久野一美君) これは本年度でございますけれども、一応車両を原則としまして、ダンプ、トラック、それからパッカー車、一部重機も含みますが、こういったものを40台程度見込んでおります。車両の協力費でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) これでみんなはちょっとわかったかなあと思うんだけれども、こういうことをしてもらうと、一体何台使ってどうだということをこれからは議案説明はしていただくように、何ということを。

それから、次が81ページに海部南部水道企業団の負担金と書いてあるけれども、ここはこの間も三宮議員だったかな、水道が高いとかといって、市長も日本でも有数高い海部南部水道企業団という、普通は水道は、今この海部水はなっていないんだけれども、電気とかガスとか、それから電話なんかでもそうだけど、メーターまでは供給設備として供給者が今は負担しておるわけね、全部、それ以後の中については使用設備になります。これは法で決まっています、使用設備によってこれをするわけ。だけど、海部水の場合は、本管からメーター器、自分のところが持ち出すところまでもお金を取っておるんだけど、これはどういうふうで取っておるのか。これ、違法性があるのかないのか、一遍お聞きします。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) それでは、お答えします。

これは海部南部水道の方へお尋ねをしましての回答でございますが、加入時には本管からその方の宅地までの間、いわゆる議員がこれは加入者の負担というお話がございました。これにつきましては、本管より敷地までの配管は加入者の負担である。しかし、その後の維持管理につきましては、あくまでもその敷地境界までの間は南部水道の負担であるということを聞いております。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 普通は、その電気とかガスとか、公共性のあるものについては供給 設備としてされておるわけ。例えばケーブルでもそうですけれども、ケーブルは私の家のと ころまではやっていただけるわけね。そこから中の分については加入料として525円かな、 払っておるわけね。だから、片方は供給設備を見ておって、水道だけは見ないということは、 電気でもそうです。電気でも家を建てると、そこまで電柱をずうっとやってくれる、これはみんな中電が全部やってくれたでね。例えばガスなんかでもそうです。ガスなんかだとそこのメーター器までが供給設備と言われるから、それから中は消費者がする使用設備というふうになっているんだけど、こういうところを取っておいて、水道料金がまだ高いというのは、これはどういうふうで今の、それを取っておれば、本人が負担しておるんだから、本当は水道料金ってもっと安くならないかんのだけれども、この辺のところはどう思う。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) 議員の先ほどの御質問の趣旨は非常によくわかった わけでございますが、何分にもこの海部南部水道というのは独立採算制でございます。基本 的にはそういった加入自治体の負担もないということになっておりますが、今回はこういっ た負担をしております。

したがいまして、なぜかということになってきますと、この弥富市だけではこれはお答えできない内容でございますので、今後、そういった南部水道議会で御討論がいただきたいというふうに思います。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) あなたが言われるように、企業団も負担金を出してみんなやっているんだから、そういうことも含めて、今言われたように、あなたは南部水道の方へ行って言っていただけるということで期待をしておりますので、それ以上言ってもあれですけど、その分についてはもういいです。

今の91ページ、花き組合とか文鳥とか、そういうのがあるけれども、こういうのも今何人 ぐらいやってみえてこの金額なのか、余りにもこれは少なくないのか。そのところの特産を 守る事業費としては、余りにもこれは少ないかなあと思うので、何人の方でこれだけ払って いるのか。

議長(黒宮喜四美君) 農政課長。

農政課長(石川敏彦君) それでは、大原議員の質問にお答えさせていただきます。

91ページの予算書にございます花き組合の補助金といたしましては20万円で、会員数は29名でございます。野菜組合につきましては12万円で、会員数は57名でございます。それから文鳥組合につきましては24万円で、会員数は9名でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長、これは地域の特産とか、いろんなものがあってやっていくんだから、もっとたくさん上げて、もっとみんなが参入するように、参加できるように。定年でも、かなりしてみえて、会社をやめて農業を手伝おうという人もたくさんあると思うんだけど、補助金が少ないもんでやる気が全然ないということだとか、こういうのを含めて市長

はいろんなところであいさつをしてみえるから、もっとそういうのもやっていただければい いかなあと思います。

それから、120ページの中ほどのところにボイラー保守委託料と書いてあるけれども、ボイラーの管理者は一体だれなの、これ。

議長(黒宮喜四美君) 教育課長。

教育課長(服部忠昭君) 失礼します。こちらの関係は北中学校のボイラーでございますけ ど、こちらにつきましては温水ボイラーでございますので簡易ボイラーとなります。したが いまして、簡易ボイラーにつきましては、ボイラー及び圧力容器安全規則の適用外でござい ますので、管理者につきましては不要でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) そういうことはボイラーが小さいということか。

教育課長(服部忠昭君) はい、そうです。

18番(大原 功君) ボイラーと書いてあるから、ボイラーというのは、普通、管理者が要るんだね、これ取りつけないかんで、これは法で決まっておる。だから、小さいなら、これはわからんから聞いたんだけど、それだけでいいですわ。

それから、123ページにPTA活動とか、それから年輪の補助金と書いてあるけれども、こういうのは何人でされておるものか。また、これは新たに活動費、新しくする児童も含めてのものか、今ある人だけのこの予算なのか。

議長(黒宮喜四美君) 社会教育課長。

社会教育課長(水野 進君) お答えします。ちょっと後先になりますけれども、年輪のつどいにつきましては、参加者に対しての補助金ということで、19年度は777名に対して167名、20年度は797名に対して114名、21年度につきましては、2月1日現在で対象者は782名ということで、まだこれから参加者を募りますので、ちょっと参加者はわかりません。

PTAにつきましては、これはあくまでサークル活動の補助金ということで、PTA団体に出している活動費ということであります。ちょっと人数につきましては、小学校で300人程度、中学校でも200人程度というふうでうちの方は掌握しております。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) そうすると、今の活動費というのは、どこまでが活動費なのか。例えば防犯をもってするものを含めるのか、ただ指導だけ、例えば子ども会を集めたり、こういうふうのものだけなのか。範囲はどこまで、そのものがあると思うんだけど、具体的にはどういうものが今の活動費の一番基本になっておるのか、連絡協議会だけの活動費なのか。

議長(黒宮喜四美君) 社会教育課長。

社会教育課長(水野 進君) お答えします。

PTA会員の教養と資質、体力向上等、また会員さんの親睦を図るために防災講習会とか音楽研修会、それからスポーツ講習会、あと自然活動、体験学習という文化的な活動という形でやります。それで、あくまでPTA、団体さんが活動されるということで、学校とか、いろんな施設を使って活動されていると、以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 大原議員。

18番(大原 功君) 市長、よく聞きましたけれども、市長を中心にして職員が一生懸命 頑張っていただいておるので、これで質疑を終わります。

議長(黒宮喜四美君) 1時間近くなりますので、ここで11時まで休憩をとります。11時から再開いたします。

午前10時50分 休憩 午前11時00分 再開

議長(黒宮喜四美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

5番(佐藤高清君) 失礼します。佐藤高清です。よろしくお願いいたします。

今回お尋ねする件でございますけれども、議員として非常に恥ずかしいことであります。 したがいまして、あまり大きな声は出せませんので、よろしくお願いをいたします。

今回、一般会計予算が136億円という当初予算が出ております。そこの中にまた11億7,000 万が起債ということで上がってきております。家庭におけるやりくりと行政におけるやりく りが、ちょっと私、恥ずかしい話ですけど、本当にわからんわけでありまして、市債につい て、少しどれほどの残高があるかということをお尋ねいたしますので、よろしくお願いをい たします。

議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

総務課長(佐藤勝義君) 市債の残高のことについてお答えさせていただきます。

臨時財政対策債34億9,310万円となっております。以上でございます。

20年度末の現在高の見込み額でございますが、まず普通債におきまして46億1,846万5,000円、その他といたしまして49億1,389万6,000円、合計95億3,236万1,000円となっております。その他につきましては、さらに細かく分かれておりまして、その中の減収補てん債として1億4,040万円、減税補てん債11億5,098万5,000円、臨時税収補てん債1億2,941万1,000円、

議長(黒宮喜四美君) 佐藤議員。

5番(佐藤高清君) 今、課長の方から数字が出ましたわけですけれども、国の予算を見て

おりますと、国家予算が88兆で赤字が800兆とあるとかといって、国家予算の何倍もの借金 があると。これについて我々の生活からしたら、まるきり豆腐の勘定をしておるようなもん で、1丁、2丁は余分にあってもなくてもいいような、わけのわからん数字で、国債とか市 債というのはどういう内容でこういう金額になったのか。返さなきゃいかん金なのか。本当 に恥ずかしい話なんですけれども、民間であるならば、この不況、借金さえなかったら乗り 切れると。しかし、当初予算において公平で先の人が支払うべき借金であるならば認めると いうことであるわけでありまして、豆腐の数で1丁、2丁、よしかということなら、不謹慎 な話ですけれども、本当に私の実感する生活とかけ離れた数字が新聞紙上で飛び交っておる わけでありまして、今、弥富市においても95億、100億近い市債があると。これについて、 先日もある総会に行きましたら、100億円を身近に感じるということになると、1万円札を 積み上げると100メーターあると、重さにして1トンあると。こんな感じで100億円を身近に 感ずることができるんですけれども、1兆円となりますと、1から1兆まで勘定すると1年 以上かかる。1秒に一つ1円玉を拾っておっても、これは3年、1兆円はかかるわけです。 とてつもない数字で、この予算書の数字を合わせることはできるんですけれども、この市債 の95億の追跡する必要があるのかないのかわからんわけでありまして、一体全体95億に対し ての内訳がわかるならお教え願いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

総務課長(佐藤勝義君) 市債の内訳ということでございますが、先ほど市債につきまして、 大きく普通債とその他というふうに分けて金額をお答えいたしましたが、それぞれ目的を持って発行したものでございまして、先ほど申しました市債の内容につきまして、ちょっと説明させていただきます。

まず最初に、大きく二つに分けた普通債46億円ほどのものでございますが、これにつきましては財政支出、それと財政収入の年度間調整、これはどういうことかといいますと、公共施設の建設事業、これなどにおきましては単年度に多額の財源を必要とする事業でございまして、地方債を発行することにより資金を調達し、当該事業の円滑な執行を確保できるとともに、これに係ります財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能でございます。

それと住民負担の世代間の公平のための調整、これはどういうことかといいますと、将来、 便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かつことを可能とす るというようなことでございまして、こういったことなどのために発行したものでございま す。

次に、その他の中の一つでございます減収補てん債につきましては、地方税、市町村におきましては法人税割と利子割交付金でございますが、これの標準税の収入額から税収の見込み額を控除して算定しました減収見込み額の範囲内において発行が認められている地方債で

ございまして、今回、3月議会に補正予算を計上させていただいているものでございます。

次に、その他の二つ目でございますが、減税補てん債につきましては、恒久的な減税等の 実施による地方公共団体の減収額を補てんするために発行が認められておりました特例地方 債で、恒久的減税の廃止に伴いまして、平成18年度をもって廃止となりました。

次に、このその他の三つ目でございますが、臨時税収補てん債につきましては、地方消費 税の導入年度の歳入不足を補うために発行が認められた地方債でございます。

その他の最後でございますが、臨時財政対策債につきましては、平成13年度の地方財政対策において設けられました特例地方債で、現在のところでございますが、平成21年度まで発行が予定されております。これにつきましては、地方交付税の振りかえ措置でございまして、後年度にその元利償還額の100%が普通交付税算定上の基準財政需要額に算入されるという性格を有しているというものでございます。

以上で起債の内容についての説明を終わります。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤高清議員。

5番(佐藤高清君) ありがとうございます。今、担当課長の方から起債したときと、また 返済する方法と、きちっとつじつまが合う説明があったわけでありますけれども、またこれ は議事録を読んで深く勉強したいと思います。

本年度は都市計画マスタープランということで、10年の計画が出てくるわけであります。これから実施計画をされる予定のあります保育所の建設とか小学校の建設などで、また市債という中で起債が行われてくるわけであります。民間企業でありますと、今までは1年の決算を半期に1度にしたり、それを3ヵ月に1度にして、決算を細かくすることによって、経営者はその数字を見ながらハンドルを切っていくということであります。この1年前、半年前から大きく数字が変わって、民間でいう経営者は、大変な思いで今事業を展開してみえるわけでありますけれども、この弥富市において、今後、都市計画マスタープランに織り込まれております保育所、小学校で起債をしたならばどのような数字になるか。この数字をもって比較しつつ、市民に大丈夫だよということをPRしたり、数字がおかしくなるなら軌道も修正しなきゃいかんと思うわけでありますけれども、今後、この保育所、小学校の建設について起債が行われた場合には、その財政の指数は大丈夫かということを一度確認したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

総務課長(佐藤勝義君) 今計画されている事業を起債で発行したら財政指数がどのような 状況になるかという御質問でございますが、現在、平成21年度から24年度までに実施が計画 されております保育所建設事業、小学校の耐震補強事業、防災広場の整備事業、公園整備事 業、また(仮称)第2桜小学校建設事業、これらにつきまして財源として市債を充当率上限 まで、これはどういうことかといいますと、すべて補助金なんかが仮にあったとして、その残りをすべて起債で発行できるというものじゃございませんでして、率がございまして、その率までしか発行できないということでございますが、仮にその率目いっぱい発行して、さらに先ほど21年度まで発行が予定されている臨時財政対策債につきまして、さらに発行可能な期間が延長され、これが24年度まで毎年発行し続けるとした場合に、21年度から24年度までの発行額の合計額は、これはあくまでも約でございますが、約66億9,000万円ほどとなるということでございます。

それで、平成24年度末の市債の現在高の見込み額につきまして、この4年間の期間に当然のごとく元金、利子も償還するわけでございますので、丸々この66億9,000万円がふえるわけじゃなくて、その元金償還分を差し引きますと、これも約でございますが約127億7,500万円という形となります。ちなみに、人口1人当たりは、これも現在の人口が変わらないという仮定のもとでございますが、30万110円という形でございます。

それで、平成25年度以降につきましても、さらにいろんな起債を発行したことまで、現在のところちょっと想定できませんので、仮に25年度以降は発行しないと仮定した場合、こういった起債の返済がどういう状況になるかということでございますが、返済のピークは、平成28年度の1年間、約12億500万円という数字になります。

それで、起債に関する財政指標の一つでございます公債費比率というのがございます。それが推計値、これもほかのいろんな要素が多々ございますので、そういったのが現在と変わらないという仮定のもとでございます。ですから、推計値というふうに言わせていただきますが、それが7.0%となると。

この人口1人当たりの30万110円とか公債費比率の推計値の7%、これがどういった数字かということでございますが、まず市債の現在高の人口1人当たり30万110円の方でございますが、これが平成18年度の類似団体の平均がどういった数字かと申しますと56万4,060円、愛知県の市町村の平均が41万3,904円という形で、ここらと比べますと下回っておるわけでございます。参考までに、今現在の弥富市は人口1人当たり22万4,196円ということで、人口1人当たりの地方債の残高は、こういった形で発行し続けても、まだ下回っているという状況でございます。

さらに、もう1点でございますが、起債の返済のピークが28年度となって、そのときの発行債比率の数値が7%、これがどういった数値かと申しますと、平成18年度の愛知県平均は12.8%でございます。ですから、それも下回っておると。参考までに、平成18年度の弥富市の数値、公債費比率は5.7%という形で、先ほど申しました21年度から24年度までの事業を、保育所とあと小学校の建設事業等でございますが、仮に目いっぱい起債を発行したとしても、こういった起債に対する財政指標というのは類似団体とか県平均を下回っているということ

でございます。

そうしたら、財政指標が下回っておれば、これは単純にいいんじゃないかというふうに考えられる面もありますが、しかし、別の見方をしますと、平成28年度の市債の元利償還金、これにつきましては21年度より 2 億8,200万増加するわけでございます。ですから、ことしの予算から見て 2 億8,200万、市債が増加したらどうなるかということを考えたときに、さらにほかの事業を精査せないかんということになるわけでございますが、それと今、地方交付税のうち普通交付税を弥富市としていただいております。これにつきましては、合併算定がえと申しまして、本来、弥富市だけで算定したらもらえない。しかしながら、合併したときに、従来の十四山村と弥富町がそのまま存続したものとみなして計算した結果、十四山分の方でいただいているというわけでございますが、それが27年度までは丸々いただいておるというわけでございますが、平成28年度からは、あと5年間かけて経過措置期間となって、徐々にいただける率が減っていくわけです。それで、33年度にはまるきりゼロという形になるわけでございます。それと公共下水道事業の特別会計の繰出金、これらも確実に増加するということが考えられます。

逆に言いますと、企業立地の指定企業の交付奨励金、これらが3年間が100%、残り2年が50%という中で交付しておる交付金が交付期間の終了により削減があるという状況、プラスの状況もございます。この辺の今より財政負担がふえる部分の要素とか、逆に減る部分の要素を差し引きしますと、財政負担がふえる要素の方が確実に多いという状況、こういった状況をかんがみまして、現状よりかなり厳しい財政運営となることが予想されるということです。

したがいまして、本年度から取り組み始めました行政評価制度を活用しました抜本的な事務事業の見直しを初めとした、さらなる行財政改革を進めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤高清議員。

5番(佐藤高清君) ありがとうございます。本当に恥ずかしい話ですけれども、言葉についていくことができません。また、このテープを起こしましたもので勉強させていただきます。

数字の上では大丈夫だということでありますけれども、将来にわたっては確実な財政改革をしていかないかんということでありますけれども、この市債についての私の本当の思いは、小学校をつくった、大丈夫だ、新しい市役所というところまで何とか健全な財政の形で行きたいということであります。

今、担当の課長から経済博士のように完璧にお答え願ったわけですけれども、これは都市 マス、計画を実行するのには絵にかいたもちでいかんということが言われたり、幾らかかる かという建設委員会での質問もあったわけです。差し当たって、この弥富市4万4,000人の 願うところの市役所をつくるについて、もう一つ借り入れをしても大丈夫かということをお 聞きしたいですけれども、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

総務課長(佐藤勝義君) 保育所や小学校について起債を目いっぱい発行した時に、さらに新庁舎について起債を発行して大丈夫かという質問についてでございますが、先ほど平成24年度までに保育所とか学校等に起債を目いっぱい発行した場合に財政指標がどうなるかといったことと、実際の現実問題の財政運営についてちょっとお話ししたわけでございますが、まず24年度までに保育所、学校等に起債を発行した場合、財政指標上は、確かに類似団体とか県内の市町村の数字を下回っておるところでございますので、指標上は別にそうびっくりするような指標になるわけじゃございませんが、しかし、現実問題、2億8,200万という公債費の増加があるということは、ほかの要素が同じと仮定したら、2億8,200万、他の事業を削らないかんということ。そういったような厳しい状況があるという中で、さらに新庁舎に対して起債を発行するということにつきまして、現在のところ、そこまでのことにつきましては、具体化するようなことは現在のところ言えないわけでございますが、これにつきましては、具体化するようなことは現在のところ言えないわけでございますが、これにつきましては総合計画の前期基本計画の計画期間中に、財源問題等について詳しく調査・研究していくという形で進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤議員。

5番(佐藤高清君) ありがとうございました。今、担当課長の方から起債についてお答え願ったわけであります。間違って、まだまだ大丈夫ですよと、ここで大きな声で安心という宣言をされると困ったなあと思いましたけれども、この10年の計画の中で慎重に、我々もこの予算を見ながら、できるだけ庁舎建設の実現に向けた財政指数の健全化をやりつつ、実現に向けていきたいと思います。

よかったです。課長が大丈夫ですよと、どんどん行きましょうという答えになると、これ 行け行けになっちゃって、高齢者の方は順番だからいいですけれども、まだ我々年金をもら っていない人は、これは自分たちの子供にも負担をかけたりして心配するわけですけれども、 できるだけ数字を見ながら、ハンドルを切りながら実現に向かっていきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

また、きょうのこの答弁については、テープを起こしたもので私も勉強させていただきます。本当に恥ずかしい話でしたけれども、ありがとうございました。よろしくお願いします。 議長(黒宮喜四美君) 次に、佐藤博議員。

6番(佐藤 博君) 佐藤博であります。今、大変有意義な質問、答弁があった直後でありますが、私はきょう質問したいのは、市民税の累積滞納金についてであります。

厳しい財政状況、弥富は、おかげさまと今公債費比率も7%ということですけれども、これは一つ歯車が狂いますと、また大変なことになるわけで、お互いに厳しい中で、慎重に無駄のないようにやっていかなければならんと思っておるわけであります。

そこで、平成19年度の決算書によると、市民税は、個人、法人合わせて累積滞納金が約3億7,400万円ぐらいに及んでおるわけであります。不納欠損額も約2,000万円あったと記憶しております。

21年度の予算案では、滞納繰越分として個人3,100万円、法人はわずか150万円が計上されております。これは21年度に納税されると予想される金額にすぎないものでありまして、特に昨今、不況に直面した20年度の滞納額は、かなり増加するんではないかということが心配されるわけであります。

そこで、まず最初に、20年度の会計年度もあとわずかでありますが、20年度末の累積滞納金は、大体どのくらいの金額になると推定されているのか、税務課長にお尋ねをしたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 税務課長。

総務部次長兼税務課長(若山孝司君) それでは、お答えいたします。

個人市民税につきまして、調定額が28億4,936万円の9.30%の約2億6,500万円、法人住民税につきましては、調定額を5億4,278万円の0.74%の400万円で、合計で2億6,900万円の見込みをいたしております。

前年度との比較につきましては、約6,000万円増加し、固定資産税と合わせて市税として 約4億4,300万円の滞納繰り越しになるのではないかという見込みをいたしております。以 上です。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤議員。

6番(佐藤 博君) 今、4億4,000万を超えるということであります。先ほどの総務課長の答弁でもありましたように、28年度を超えると2億以上の債務負担を起こした償還金がふえるわけでありまして、やっぱりこれは慎重に対応しなければならんと思うわけであります。

現在、市の財政状況も大変厳しい状況であるわけでございますが、市民もこの経済不況で大変厳しい状況にあることは理解ができるわけであります。そうした中で、現在、滞納整理等は、差し押さえ等も行われておるのかどうか、大体どのような状況であるのか、滞納整理の状況について伺いたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 税務課長。

総務部次長兼税務課長(若山孝司君) 督促につきましては、各課の職員の応援を得まして、 一斉滞納整理ということで12月に実施をいたしております。

随時につきましては、督促状による納付依頼というのが現状でございます。

差し押さえにつきましては、現在の時点で差し押さえが78件、参加差し押さえが72件、交付要求が33件、人数にいたしまして、法人を含めて111人という状況でございます。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤議員。

6番(佐藤 博君) 大変厳しい状況であるように思うわけであります。特に滞納整理は、 大変困難な仕事であります。担当者は嫌な仕事であることは十分理解ができるわけでありま す。問題は、滞納整理を怠りますと、滞納額がどんどんふえていくことになり、欠損処分額 が増加する原因にもなるわけであります。

そこで、納税は当然の義務であることを理解していただく努力を怠らないようにしていただきたい。今回、私がこのような質問をしたのは、納めたくともいろいろの事情で納めることのできない同情すべき方もあるということ。それとまた、ずるい考え方で滞納をずるずると続けているうちに、延滞金がかさんで納められなくなっていくという高額滞納者もいるような話も聞いておるわけであります。このようなそれぞれの個人状況も考えながら、悪い習慣にならないように、時には差し押さえも視野に、滞納整理を怠らないように努力をしていただきたいと、こういうことを痛感しておりますので要望しておきたいと思います。

続きまして、2点目に、海南病院施設整備資金利子補給6,000万円についてお尋ねをいた します。

弥富市は海南病院が市内にあるということは、これは皆さん方は大変ありがたいことであるわけであります。この利子補給は、たしか昭和五十五、六年から始めたと思っておるわけでありますが、現在の利子補給金6,000万円は、何年度から何年度まで行われる計画のものであるのか。そしてまた、現在、協力市町村、この利子補給に協力していただいておる市町村の補給金はどのようになっているのか。この2点について市長に伺いたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 佐藤議員にお答え申し上げます。

現在、海南病院に対する施設整備の資金という形の中での利子補給をさせていただいております。弥富市は、この利子補給を平成12年から、今年度、平成21年度までの10年間という形でございます。弥富市は、今、年間6,000万円という形の中で利子補給をさせていただいております。

関係市町村でございますが、これも年額でお話をさせていただきますけれども、愛西市、これは旧佐屋町、旧立田分という形の中での利子補給でございまして、4,000万円というふうに伺っております。また、蟹江町におきましては3,000万円、それから飛島村1,000万円、そして木曽岬町が1,000万円という形でなっております。合計いたしますと1億5,000万というような金額になろうかと思います。

議長(黒宮喜四美君) 佐藤議員。

6番(佐藤 博君) かつて弥富町ほか5町村、蟹江、十四山、飛島、佐屋で伝染病隔離病舎組合がありまして、海南病院でお世話になっておったわけであります。伝染病患者はほとんどなくなりましたが、救急患者が多くなり、中には海南病院で措置できない患者も多くなり、名古屋へ搬送しなければならないケースも多くなった時期がございました。そのため、当時の下村病院長から庄内川を渡らなくても処置できる病院にしたいと提案がありまして、当時の農協、現在のJAでありますが、厚生連もこの提案を受け入れ、弥富町に協力要請があったのであります。この5ヵ町村で海南病院運営協議会をつくり、協力するようにしたのであります。設備、医療機器の整備計画が練られまして、そして資金は農協から借り入れ、弥富町が中心になって、今申し上げました5町村で利子補給をするようにして、当時としては設備や、あるいはまたCT、医療機器等の充実を図ったのであります。そのため、海南病院の利用者は増加するばかりで、それにつれて、また近代的な医療体制の拡充がなされてきたのであります。

このような中核病院が弥富市にあることは、弥富市にとっても市民にとっても大変ありが たいことであり、今後ともお互いに協力関係を損なわないようにしていくことが市民の健康 と安全につながる大事な問題だと思っております。

これからもまだいろいろと、市民病院で困っておられる市が多くあるわけでありますけれども、私たちのところは、こういう厚生連の海南病院でいろいろとやっていただけるというありがたみを私は感じておるわけであります。そうしたことから、このような協力関係をさらに今後も継続をして、そして市民の健康と安全が守れるように努力をしていただきたいと思っておりますが、最後に市長の所見を伺って、質問を終わりたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 佐藤議員にお答え申し上げます。

今、医療の大切さというか、医療の問題につきましては、日本全国でいろんな問題があるわけでございます。今、海南病院におきましては、救急搬送が年間5,500回を超えるというような状況でございまして、先ほどの関係市町村のみならず、海部北部、そして名古屋市、あるいは三重県等からも救急車で搬送されてくるわけでございます。そういった形の中で、今、海南病院は運営協力委員会というのがございまして、私どももその構成メンバーの一人でございますけれども、これはJA、厚生連が代表という形の中であるわけでございますが、今、海南病院におきます救命救急センター構想があるわけでございます。この救命救急センターをつくることにおいて救急患者に対するしっかりとしたフォローをしていきたいということでございます。

今後、そういったようなことを具体的な事業計画として私どもも聞かせていただいて、ま

た関係市町村とも、いわゆる地方の病院としては本当に当てにされる病院でございますので、 海南病院のますますの、我々としてはフォローというか、お助けもさせていただきながら、 地域の住民が安心して暮らせるような体系づくりをしていきたいというふうに思っておりま す。以上でございます。

6番(佐藤 博君) ありがとうございました。

議長(黒宮喜四美君) 次に安井光子議員、お願いします。

11番(安井光子君) 安井でございます。通告に従いまして、議案の質疑を3点ほど行わせていただきます。

まず第1でございます。一般会計の84ページ、85ページ、4款1項6目、19節の妊婦健診 委託料補助金についてお尋ねをいたします。

ことしの4月から公費負担による妊婦健診が14回に拡大されます。妊娠し、安心して出産できる心強い支援策です。皆さんから大変喜ばれております。

妊婦健診委託料、里帰り出産補助金、合わせて3,930万円の予算が組まれております。妊婦1回の健診料は、愛知、海部などの医師会で幾らと決められていますでしょうか。

それからもう一つ、私は産婦健診を取り入れてほしいということを言っておりますが、産婦の1回の健診料は幾らになりますでしょうか、お答えをお願いします。妊婦と産婦をお願いたします。

議長(黒宮喜四美君) 健康推進課長。

健康推進課長(渡辺安彦君) 安井議員の御質問にお答え申し上げます。

現在の妊婦健診でございますが、一般健康診査でございますが、1回5,980円、それに1回目につきましては梅毒検査及びHBs抗原検査を含めて6,980円、この単価で行っております。

それから、産婦健診の単価はということでございますが、現在行っておる市も一部ございますが、そこの価格は、1回につき5,000円でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) 妊婦健診よりも産婦健診の方が1,000円ないし2,000円安い価格で設定されているということでございますね。

それで、次の質問です。1回、公費の助成をするといたしますと5,000円、妊婦さんを逆算しますと平均で450人といたします。1回をもし助成していただきますと225万円、2回で450万円の負担となります。産婦さんは十月十日すると赤ちゃんが生まれる、昔はそう言いましたけど、今は9ヵ月とか、早く生まれることもあると思います。だから、十月十日、よく頑張られましたね、赤ちゃんを元気にお育てください、お体に気をつけてねと励まして、産婦健診1回ないし2回の公費での助成をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう

か。

それで、2008年の9月現在で産婦健診1回を公費で負担している自治体は、半田、東海市、 大府、知多など12市町でございます。市長、お答えをお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 安井議員の方から産婦健診2回も無料化をということでございますけれども、今回、妊婦健診の無料化がこの平成21年から14回まで拡大され、その平成21年及び22年という一つの時限的な考え方でございますけれども、14回まで拡大されることは非常に妊婦さんにとってもいいことだなあというふうに思っておるわけでございます。

そのほか産婦健診の問題でございますが、私どもは昨年の市長会の中で、国の補助金の拡大をしていただきたいということで要望したわけでございます。こういった形の中で補助金が拡大されることによって、私どもも全体の財政状態の中で今後考えていかなきゃいかんというふうに思っております。現状としては、産婦健診ということについては実施できないという状況で今考えておるところでございます。

先ほど1回行っている8市ございますけれども、そういったところにおいても、2回という形の市はございません。そういった形の中で、先進市町におきましても大変厳しい状況であろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国の動向、成り行きを見ながら判断してまいりたいというふう に思っております。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) ぜひ機会がございましたら、市長会を通じて国の方へ補助金の拡大を求めていただきたいと思います。要望しておきます。

次の問題に移ります。170ページ、国保特別会計、8款1項でございます。特定健診等事業について質問をいたします。

昨年の4月、生涯健康のまちづくりを目指して、健康増進計画、特定健診等実施計画がつくられました。今回は、その中の特定健診事業について質問をさせていただきます。

まず一つ目、20年度特定健診実施状況はどのようになっていますでしょうか。対象者や受診者は何%であったのか、お尋ねをいたします。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) それでは、安井議員さんの御質問にお答えいたします。

20年度から特定健診が始まりました。これは40歳から74歳までの方が特定健診の対象者ということになります。20年度の実績でございますけれども、7,766人の対象者に対し受診者は2,369人、受診率といたしまして29.7%という数値となっております。以上でございます。議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) ありがとうございました。約30%の受診率があったということでお答えいただきました。

次に移ります。それ以前は基本健診という形で行われていたものでございますが、比べて みますとどのように変化しておりますでしょうか。

それから、健診の進め方、集団健診は、たしか3ヵ所が充てられていると思うんですが、 個別健診に分けて進められたと思いますが、どのように進められ、受診割合はどうだったで しょうか、お答えをお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) 失礼いたします。まず、19年度までは基本健診を行っておりました。私どもこの計画を立てるときには、18年度の実績をもとに19年度中に特定健診の計画を立て、移させてもらっております。

18年度の基本健診の実績ではございますけれども、対象者8,269名、受診者2,553名、受診率30.90%ということで、20年度の実績は、ほぼ横ばいで推移しているというふうに考えております。

それで、健診の状況でございますが、市内の医療機関、海南病院も含めて、それから個人 医院も含めて医療機関で2,334人が受診されてみえます。

それから集団健診でございますが、今回から始めたわけでございますけれども、それぞれの会場で50名ずつの定員で募集させていただいたんですが、まだまだ私どもの周知が足らなかったこともあるでしょうけれども、保健センターで24人、福祉センターで11人、合わせて35人の方が集団健診で特定健診を行っております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) 医療機関ですと1,000円の負担が要ると思うんですが、集団健診ですと半分の500円ということに、たしかなっていたと思うんですが、やはり初めて集団健診が行われて、皆さんへの周知というのが少し、御努力はいただいたと思うんですが、足りなかったのではないかというお話でございました。

それで、健診の結果でございます。ここが大事だと思うんですが、保健指導を行ったのは何人で何%でしたでしょうか。動機づけの支援とか積極的な支援は、それぞれ何%でしたでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) それでは、お答えいたします。

結果でございますけれども、動機づけ支援、それから積極的支援と二つの支援を行うわけでございますが、合計329人の対象者でありました。実施者としては45人、実施率13.67%ということになります。

それから、動機づけ支援対象者は329人のうち238人ということで、そのうち実施したのは 38人ということで、15.97%の実施率となっております。

それから積極的支援の対象者、この方は91人の対象で7人が実施されております。まだ積極的支援中で、7.70%でございます。

ちなみに、県内平均でございますけれども、特定健診の実施率は22.2%、それから特定保健指導の実施率、今も積極的支援については実施中でございますが、10.14%が積極的支援の実施指導をしております。それから動機づけ支援につきましては、40歳から64歳については15.1%、65歳から74歳については10.41%という県内平均が出ております。

当市におきましては、年代別にはまだ状況は把握しておりませんが、こういう状況になっております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) 健診の結果の動機づけ支援、積極的支援については、それぞれパーセンテージが低いものになっておりますが、この結果をどのように市として評価しておられるのか。そして21年度、新年度の見直しや取り組みが行われるのではないかと思います。その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) どうも特定健診を実施していただきたいということを、私どもも周知徹底するということは、議員の方からお話がございまして、欠けている場合もあるかもしれませんけれども、私は本人の自覚をもう少し強く持っていただきたい、それに尽きるのではないかなあというふうに思っておるわけでございますが、どうもその具体的な、病気ではないというようなことがそんなことの健診率というか実施率に及ばしておるんじゃないかなあというふうに思っておるわけでございます。そういうような形で判定をいただいた方は、素直な気持ちで受けていただきたいということを、まずお願いしていきたいというふうに思っております。行動に移していただきたいということでございます。

今回のことしの課題という形を踏まえながら、平成21年度の計画につきましては、特定健診の受診率を約40%、そして特定保健指導実施率30%を計画しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) せっかく弥富市の皆さんの健康づくりという計画、目標が示されたわけでございますので、弥富市の市民の健康づくりのために、おのおのが自覚を持って予防対策、それから病気を持っていらっしゃる方は、やはりメタボにならないように、そういう自覚も本当に必要じゃないかと思います。さらなる取り組みの改善をお願いいたしまして、私のこの 2 問目の質問を終わらせていただきます。また、お昼から 1 問ございますので、よ

ろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) それでは、12時も近くなりますので、ここで昼食の休憩に入ります。 午後1時から再開しますので、よろしくお願いします。

> ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ 午前11時56分 休憩 午後 1 時00分 再開

> ~~~~~~~ ~~~~~~

議長(黒宮喜四美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

安井光子議員。

11番(安井光子君) 午前に続きまして、午後から第3番目の問題について質疑を行わせていただきます。

242ページ、後期高齢者医療特別会計について質問をさせていただきます。

75歳以上の人を後期高齢者と呼んで、次の世代とほかの世代と切り離して保険料を年金から天引きし、受けられる医療も制限するこの制度、現代のうば捨て山だとも言われております。また、設立当初、元総理や元閣僚からも批判の声が出された制度でございます。このような世論に押された面もありまして、後期高齢者の保険料の軽減が行われました。平成20年度の保険料は、均等割7割軽減世帯の場合、すべての方が8.5割軽減となっておりました。それから、息子さんの扶養家族になっていた方、均等割の9割軽減がございました。

平成21年度、また変えられようとしております。21年度以降の保険料の軽減内容はどのようになっていますでしょうか。課長、お答えをお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) 安井光子議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度の後期高齢者医療の保険料でございますが、また制度の改正がございます。一つとして、7割軽減世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年収80万円以下の世帯については9割軽減というものができます。それからもう一つとして、所得割を負担する世帯のうち所得の低い方、年金収入で言いますと211万円、それから所得で言いますと58万円以下の方について、所得割額を5割軽減ということがあります。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) ありがとうございました。21年度の制度改正では、二つのことにあわせて息子さんの扶養家族になっていた方の均等割の9割軽減は、20年度に引き続いてもう1年継続されるというふうに聞いております。この今の軽減策につきまして問題点をお尋ねしたいと思います。

どういう問題があるかといいますと、まず一つ目の問題、21年度以降は、9割軽減の対象者が75歳以上の人全員が年金収入80万円以下の場合に限定されたために、9割軽減の対象から外れて7割軽減に戻ってしまう方が出てきます。弥富市でこういう方は何名おられますでしょうか。わかりましたら御答弁をお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) それでは、何名戻るかということなんですが、1月の状況からしますと、7割に戻る方は470名程度になろうかと考えております。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) 所得の低い方が多いと思うんですが、470名の方が7割軽減、負担増になってしまうということでございます。それで、問題点の具体的な例を挙げてみます。

夫婦で後期高齢者世帯の場合、妻が年金収入のみ、年間60万円しか年金がなく、夫の収入が90万円、2人合わせて150万円ですね。20年度の保険料は8.5割軽減されていたために、夫婦おのおので6,000円でした。しかし、21年度は7割軽減に戻ってしまうため、保険料はおのおの1万2,000円ずつと、倍になってしまいます。このAさんは夫婦で2万4,000円の負担で、今までの保険料の2倍になってしまいます。ところが、世帯の年金収入がAさんと同じ150万円であっても、夫婦のお二人とも年金収入が80万円以下のBさんの世帯の場合、夫が75万円、妻も75万円、合わせて150万円、この方は9割軽減の対象になるため、年間の保険料はおのおので4,000円ずつ、このBさんのおうちは夫婦で8,000円を払えばよくなります。Aさんのおうちは同じ年金収入であっても2万4,000円、年間払わないといけない。Bさんのおうちは8,000円で、3分の1の保険料で済むわけです。世帯の年金収入が同じ150万円しかない所得の低い世帯で、一方が2万4,000円、一方が8,000円、これは大変不公平なことではないでしょうか。

二つ目の問題点をお話ししたいと思います。年金収入が80万円の後期高齢者のお母さんがいます。給与年収140万円の息子の健康保険の扶養家族になっている場合、母親の保険料は、この間、後期高齢者が始まる前から現在まで、来年も含めてですが、どのように変わりますでしょうか。試算をしてみました。平成19年度、介護保険が始まる前の保険料は、扶養でゼロでした。平成20年度は、半期は保険料は凍結されておりましたので2,000円で済みました。それで、21年になりますと9割軽減の対象になって4,000円です。22年になりますと、激変緩和措置がなくなって4万円余りの負担になります。平成22年度は、21年度の10倍、20年度の20倍にはね上がってしまいます。この保険料の計算に間違いはないでしょうか、確かめたいと思います。

今回の保険料の軽減対策は、余りにも不公平ではないでしょうか。激変緩和措置も、年金の低い高齢者を一気に谷底へ落としてしまうようなやり方ではないでしょうか。課長の御見

解を伺いたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) それでは、保険年金課長としての見解を言わせてもらいます。 議員さんの言われたように、理論的には2,000円、4,000円、4万円という数字になってきます。いろんな軽減策が、今、国でとられたものですから、そのギャップといいますか、そのびずみが出てきているように考えます。

今、国の方では、政府が後期高齢者制度に対して抜本的な検討を進めております。当然の ことながら保険料もしかりでありますし、その医療の給付という面でも検討が進められてく るであろうと思います。そういったものを見守っていきたいと考えております。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) さまざまな問題と不公平、矛盾を持った今回の見直しではないかと 思います。制度は廃止してほしい、こういう世論も大きく広がっておりますが、制度の存続を前提とするならば、所得の低い人からは保険料を徴収しない新たな減免制度を設けるなど、市長会を通じて国や広域連合に働きかけていただきたいと思います。ぜひこれはやっていただきたい、このように思います。

それから、山本議員は、4月から広域連合議会の議員として参加していただくことになりましたので、ぜひこの後期高齢者問題が住民にとってどのようなふうになるのか、ぜひ注目をしていただきまして、積極的に住民サイドでの気持ちを踏まえた御意見を出していただきたいと思います。

市長、国や広域連合への働きかけ、これについて市長の御見解を伺います。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 安井議員にお答え申し上げます。

後期高齢者医療制度というものが導入されて、まだ間もないわけでございます。いろんな 矛盾点もあろうかと思いますけれども、私どもはよくその辺のところも精査させていただき ながら、また一緒になって学んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りた いと思います。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

1 1番(安井光子君) 市長はいろんなところで働きかけはしてくださると思うんですが、 国の方へは、ぜひ市長会を通じて、この制度の改善、抜本的な見直しについて働きかけてい ただきたいと思います。この点、1点についての御答弁をお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) お答え申し上げます。

今度、この春が第151回の愛知県市長会が開催されるわけでございます。ここのところに

おきましても、後期高齢者の医療制度につきまして、もう一度みんなで勉強しようという形でテーマに上がっておりますので、また勉強させていただきます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) これで議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(黒宮喜四美君) 次に三浦義美議員、お願いします。

15番(三浦義美君) 三浦義美です。よろしくお願いします。

まず第1点目に、21年度に白鳥地区に防災広場という1億1,000万、これ面積は5,000から6,000平米と言われましたけど、実際どのぐらいか、きちっと返事をお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 総務部長。

総務部長(下里博昭君) お答えいたします。

さきの一般質問で山本議員にお答えをしましたとおり、5,000平米程度を考えております。 以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) 白鳥地区は関西線で東西に分かれていますけど、場所的にきちっと決まっているのか。また、例えば具体的にどういった内容で買収されるのか、ある程度地域的に話をされるのか、まず区長会を通じて話をされるのか、そこのところ買収方法をお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 総務部長。

総務部長(下里博昭君) さきにお答えしましたとおり、JR関西本線と近鉄の間の地区、 いわゆる白鳥学区での人口の集中地区、なおかつ公共施設がないという地区で選定をしてい きたいと思っておりますが、これから新年度に入って、慎重に場所の選定等をやっていきた いと思っております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) 場所の選定と言いましたけど、場所の選定は市の方で大体するのか、区長さんを通じてやるのか、そこのところをお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 総務部長。

総務部長(下里博昭君) お答えをいたします。

市の方でこの区域の中で選定をするということですから、市が適地を見つけ出しまして交 渉に入るという形になります。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) この防災広場といいまして、白鳥地区にコミュニティセンターができました時分に防災公園といった形で話をずうっと進めてまいりました。今回、本当に白鳥

地区のためには大変いいことですけど、先ほど全協の場で中心的な場所という形で進めてもらいたい。また、保育所の関係もありますし、そういった面で将来的に防災広場と保育所をセットできればということで要望だけは、前に服部市長さんにもよくお願いしていますけど、なるだけセットで、将来的に防災広場だけなのか、附属として、例えばそこの中に公園をつくるとか、そういうのはありますか。ただ、グラウンドをつくるだけという話なのか、そこのところをきちっとお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 三浦議員にお答え申し上げます。

現在、私どもが白鳥学区におきまして防災公園を計画しておりますのは、基本的には防災公園という形で単独で考えておる次第でございます。また、よろしくお願い申し上げます。 議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) 大体内容はわかりました。

次に、ふれあい収集という形で出ていますけど、ごみを収集場所まで運ぶことが困難な方々を対象に自宅まで直接ごみを取りに伺うふれあい収集ですが、これは予算的にどのくらいで、何人あるか。内容とか、きちっとわかっていたらお尋ねします。予算は幾らで、対象人数とか、だれがやるのかということでお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 介護高齢課長。

介護高齢課長(佐野 隆君) それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まず、ふれあい収集の予算でございますが、現在の予算内で収集は可能であると考えております。

それから対象者でございますが、現在のところ、10名から15名程度の方を見込んでおります。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) お答えさせていただきます。

先ほど介護高齢課長がお答えしましたように、対象者につきましては、福祉、あるいは介護の方で決定していただくわけでございます。

ふれあい収集とは、先ほど介護高齢課長は申しませんでしたが、ごみを単に収集するということではなくて安否確認もあるということでございます。そして環境課の方で収集をさせていただくわけでございますが、基本的にはその対象者の門だとか玄関先まで収集に伺い、通常の収集日程の中で回収をさせていただくということでございます。

しかしながら、当然その家が戸建てなのか、あるいは共同住宅なのか、条件が違います。 また、体の御不自由な方、あるいは高齢の方でございますので、私どもの方で現地調査を行 い、適切に対応を心がけたいと思っております。 したがいまして、収集代につきましては、現予算の範囲内でできるというふうに考えてお ります。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) 玄関先ということですけど、例えばひとり暮らしで体が不自由でとても出せない状態ですと、どうしても中に入るということがありますので、その玄関先ということはわかりますけど、本当に寝たきりでごみを出したくても出せない状態の人は、そういった形はどういう形で行いますか、お願いします。防犯上の問題もありますので、そこのところをお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 環境課長。

民生部次長兼環境課長(久野一美君) このふれあい収集といいますのは、基本的に家の中までは入らないということを基本としております。

通常、私どもお話をいただくのは、そういった寝たきりの方でヘルパーさん、こういった 方がなかなか遠くまで持っていけんとか、時間の都合というのがございますので、玄関先、 あるいはその適切な敷地内に出していただくのは、基本的にはヘルパーさん、そういった方 ということを考えております。家の中には入りません。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) そういった今の話で、10人から15人、それ以上の変動はありませんか、数がふえるとか。今の予算的な面とか、それからもっと私もやってほしいとかという形が、どういう形であるかわかりませんけど、今10人から15人と言われるんですけど、本当に把握しているのは10人から15人ですか。

議長(黒宮喜四美君) 介護高齢課長。

介護高齢課長(佐野 隆君) それでは、お答えさせていただきます。

対象者でございますが、現在のところ10人から15人程度を見込んでおります。新たに申請がありましたら、調査をさせていただきまして決定をしていきたいと、このように考えています。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) わかりました。

最後に、市民参加の促進ということで、4月から市職員が講師となって専門知識を生かしたまちづくりの出前講座という形ですけど、本当に職員がノウハウを持って出前講座ができるか。例えば防災とか、農業関係は本当に難しいんですね、農業関係は専門じゃないんで。法とか、そういうのは法の問題でありますけど、農業関係はそういった講座というと難しいので、そういった場合とか、まず出前講座の内容だけお聞かせ願います。

議長(黒宮喜四美君) 人事秘書課長。

人事秘書課長(村瀬美樹君) 先ほど御質問いただきました、まちづくり出前講座について 回答させていただきます。

議員から専門的なものはどうかということでございますけれども、まず私どものまちづくり出前講座につきましては、議員もおっしゃられたとおり、市職員が講師となって、その専門知識を生かして、皆さんとともに考えて市政に関する理解や関心を深めていただきたい。また、市民活動によるまちづくりの推進に寄与することを目的として開催するものでございます。

専門的なものが必要になることに関しては、別途協議をさせていただきまして、これが引き受けられるかどうか、また消防署等々の協力が得られるかどうか、それは個々に判断をさせていただきまして、この講座を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 三浦議員。

15番(三浦義美君) まちづくりの出前講座ということで、本当にいいことですので、私らも勉強させていただく機会がもっと多くなると思いますけど、また皆さんも、市職員、本当に本業の傍らやっていただくことは大変うれしいと思いますので、またよろしくお願いします。

議長(黒宮喜四美君) 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番(三宮十五郎君) 市長の施政方針及び新年度予算に関連をして、大きく二つお尋ねをしたいと思います。

最初の問題は、市長は施政方針演説の最後のところで、第6、ともにつくる自立したまちづくりという項目を上げられておりますが、もともと市長が市長になられた背景には、市民とともに考え、ともに行動し、ともにまちづくりを進めていくということが貫かれてきたというふうに思いますが、そういうことに対する市民の共感や期待も大変大きいものがありましたし、今回の新年度予算案の中にも、中日新聞でも紹介されておりましたが、子育て支援や防災などにつきましては、本当に従来、先送りされておりながら、強い市民の求めに応じていたものがきめ細かく取り上げられまして、多くの皆さんが期待をしております。市民のために市民とともにというお考えを本当に前進させていくためには、市政の現状と問題点、改善の方向についての共通の理解が、市長を初めとする行政側、あるいは議会、市民の皆さんの間にどれだけつくられていくかということが非常に大きな意味を持つものであります。

したがいまして、私はそういうことから、何よりも市民にとってはこの新年度予算などの 説明書が本当に市民にもよくわかる、議員にもわかる、そして市当局としましては議会の議 決を経て執行するということ、議会との関係から見ましても、そういう説明責任が本当に果 たされる予算説明書でなければならないというふうに思いますが、確かに法律上の最小限の 必要度は満たしているかもしれませんが、よくわかるという点につきましては、これまでも議論を進め、そして改善を求めてまいりまして、今回の概要説明資料を見せていただきますと、このグラフのあたりまでのところ、前年度の予算、あるいは最終見込みと新年度予算の比較等につきましては、県などのものも参考にされまして、あるいは決算書と同じ立場での新年度予算の集計なども入れまして比較しやすいものになっており、全体の流れを見るということでは従来にないものになっているというふうに、大変喜んでおりますが、問題は、本当に市民の皆さんにわかっていただくということで、この個々の説明に至りますと、けさほどもほかの議員の方の質問の中にもございましたように、やはりまだ皆さんにわかっていただくという点では大変宿題があると思いますが、ぜひこの配付されております厚い方の説明書の中にもたくさん余白がありますので、ここを使うか、ないしは県の、前にも紹介させていただきましたが、県と似たような方法をとって、各項目ごとに前年度予算と新年度予算の比較だとか、新規事業についての説明だとか、あるいは各事業ごとの対象数量だとか、そういうことがわかる。見ていただいて、私のところは今度はこういうことが対象になっておるということがわかるようなものに変えるための努力をしっかりとしていただきたいと思いますが、市長または担当の方の御答弁をいただきたいと思いますが、市長または担当の方の御答弁をいただきたいと思いますが、市長または担当の方の御答弁をいただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 総務課長。

総務課長(佐藤勝義君) 予算説明書及び予算の概要資料の改善をということでございますが、私どものところに県内各市の予算に関する説明書に関しているいろな情報が来る機会が市になりまして結構多うございまして、そういった他市の予算に関する説明書を見ておりますと、事業別予算をとっておるかとっていないかということに関しましては2種類の方法がありまして、いろいろあるわけでございますが、うちみたいな科目別予算、もしくは事業別予算、どちらの方法をとっておるにせよ、予算に関する説明書の説明欄につきましては、何しろ全市を見たわけじゃございませんので、まだ見ていないところで非常にいいものがあるかわかりませんけれど、少なくとも私が見た範囲内では、今、弥富市が行っている状況とそう大差があるものではないというふうに考えております。

一方、予算の概要資料の方でございますが、これにつきましては、今、議員の方からもおっしゃっていただきましたが、平成20年度において初めて策定したということでございまして、さらにこれも今議員の方からおっしゃっていただきましたが、各項目につきまして、前年度予算額に最終見込み額、比較増減に最終比を加えまして、また新たな表として市税の歳入予算並びに一般会計財源別調、これらを作成するなど、改善をさせていただきました。

しかしながら、まだまだ今が完全な姿と思っているわけじゃございません、この予算概要 説明資料につきましては、ですから、今後とも県内各市で作成している予算概要説明資料に つきまして、引き続き調査・研究を行うことにより、さらなる改善に努めていきたいと考え ております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 決算につけられます主要施策成果報告書は、非常に具体的でよく わかるものになっておるんですよね。ところが、市当局の立場から言いますと、市民や議会 の了承、議決を経て予算を執行するわけですから、予算を提案するときに、可能な限りわか りやすい説明をする。そして、ことしは我が町はこういうことをやってもらえるんだという ことが市民の方にわかる予算書、説明書にするということが、私は市民と議会や市が情報を |共有する一番の土台になると思うんですよね。したがって、ここはこの主要成果報告書のよ うな形にして、何年間も比較する必要はないと思いますが、対前年と比較できるようなもの にするのか、愛知県のようなものにするのか、そこら辺が皆さんに、ことしの事業について 御理解いただく。特に市民の皆さんから見ると、具体的に自分の身の回りのことがどうなる かを知りたいというのが一番予算書、こういう専門的な予算書を見て職員の方はわかるかも しれませんが、なかなかきょうの質問を見ていても、議員の皆さんもその細かいところまで は読み込めんような中身になっておりますが、やっぱり市民の方に御理解いただくというこ とが一番の大前提だと思いますので、ぜひそういう方向でひとつ改善を進めていくことを求 めて、次の質問と一緒にこの御回答をいただきたいと思いますので、まずそのことを最初に。 で、その絡みで、実は先ごろ市の総合計画基本構想と基本計画が決められて、その中で計 画段階から市民参加を進めていくということがかなり大きく強調されておりました。そのや り方というのは、当然案の段階でも公表して皆さんの意見を聞く、あるいはその計画策定に 当たって、市の予定した委員だけではなくて、そういうそれぞれの問題に深くさまざまな立 場で活躍しておられる市民の方もおられるわけでありますから、公募でも参加をしていただ くとか、そういうことがずうっと入れられていたというふうに理解をしておるんですが、と ころが、今回も新年度予算編成の段階で介護保険の4期計画の策定作業が行われたり、障害 者自立支援の障害者福祉計画の策定が行われていたわけですが、特に介護保険などは、この 新年度予算の編成の基本になる部分ですよね。ぜひ資料の提供ということでお願いをすると、 製本した段階で、皆さんに配る段階でお配りさせていただきますというのが最初の対応なん ですね。今、この段階でも、案の段階で市民に公表して意見を求めるなんていうのは、もう かなりのところでやられていることでありまして、だからいろんな意見を聞く、皆さんにも 周知をするということを考えたら、あるいは予算そのものが議決によって初めて実行できる ものであるということを考えたら、私は市長が市長になられたときに、市民の感覚と職員の 感覚の間には随分差があるということで御心配されておったんですが、やっぱりここは本当 にそういう市民に広く公開をして、いろんな意見を聞きながら計画そのものも決めていく。 計画をつくる段階から市民本位を貫くということをやっていただくということが、市長がお

っしゃっておる、本当に市民本位のまちづくり、市役所は市民に役立つところでなければならないという考え方の一番土台になる問題だと思うんですが、なかなか実際に、従来ずうっとそういうやり方でやってくる。各審議会でも、その日に膨大な資料を出して、いかがですかといって意見をお伺いするということでは、これはとてもそういうふうにはならないと思いますので、やっぱり市長の施政方針だとか、それから従来市長が述べられてきたまちづくり、あるいは市民とのかかわりの基本になる問題としてきちんと位置づけていただいて、思い切った改善を図っていただきたいと思いますが、これはひとつ市長に御答弁いただけるとありがたいです。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 三宮議員にお答え申し上げます。

私どもとしては、市民の皆様にわかりやすい資料というものに対しては、かねがねそういう努力をしているつもりでございます。

今回、平成21年度の予算概要説明等におきましても、議員の皆様に配付させていただいておるわけでございますが、そういった形の中においても、各款、各項目におきまして、具体的に詳細にその資料づくりをしているつもりでございます。まだまだわからないというか、精査をしていかなきゃいかんというところは多々ございますので、これにつきましては、さらに努力を重ねていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。そのほか、さまざまな策定委員会だとか、あるいは協議会という形の中で、これから総合計画の中でやっていかなきゃいかんわけでございます。こういった形の中において、どういった委員の構成メンバーにしていくか、あるいはどういった形の分野の中でその資料を策定していくかというようなことが非常に重要なわけでございまして、それぞれの項目につきまして慎重に委員というものを選んでいかなきゃいかん。そしてまた、広く市民の皆様から声を聞くということも忘れてはいけないというふうに思っておりますので、今後、さまざまな

それから、具体的な例として三宮議員がおっしゃったわけでございますが、第3期、第4期、それから第2期の介護保険、あるいは障害者福祉計画を策定して、この4月には皆様の方にお渡ししてまいるわけでございますが、その資料の請求につきましては、あくまでも素案という段階でございましたので、担当の者が少しそのような説明をしたのではないかなあというふうに思っております。私の考え方と職員の考え方に大きくずれはないと思っておりますので、忌憚のない御意見をお寄せいただければ結構かと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

策定委員会、あるいは協議会等のメンバーといたしましては、公募ということも含めて考え

議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

てまいりたいというふうに思っております。

12番(三宮十五郎君) 実は市民と一緒にそういう各分野の計画をつくっていくときに、 素案の段階から公表して意見を聞いて直していく。ましてや、新年度予算の介護保険部分の、 この素案そのものが本年度と3年間の介護給付の量や保険料を決める土台になっております ので、議会審議に生かしたいからぜひと言うと、素案だからということでは、これはやっぱ りまずいわけでありまして、多くのところで素案の段階で公表してパブリックコメントを求 めると、市民の意見を聞くということが当たり前のようにやられている時代でございますの で、情報公開ということから言いますと、素案だろうと何だろうと市が公務のためにつくっ た文書はすべて公開しなきゃいかんことになっていますよね。それを考えたら、議会審議の ために使いたいということ、素案だからということでちょっとねという考え方自身が、どう 考えても今の情報公開と市民と一緒にという市長のお考えから見ると、私はかなりやっぱり、 別に悪意があってやっておられるわけではなしに、今までのそういう事務の流れが、なかな か実際の市民と一緒にというふうにならない。やっぱり市長がこうやって市長になられた直 後に感じられた、市民と職員の間に意識の差があるというふうにお考えになられたことの一 つではなかったかと思うんですが、そういうものとして今後は、要するにプライバシーやそ の他で秘密にしなければならない資料以外はどんどん公開をして、みんなの意見を聞く。と りわけそういう各市民の皆さん、分野の土台になるような計画を決めるときには、素案の段 階から公表していくということが今の時代に沿った一番妥当なやり方だと思いますが、いか がでしょうか、市長。

## 議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) いろんな策定委員会、あるいはその資料云々ということにつきまして、資料の情報公開というか公開を、私どもとしては原則的には拒むものではございません。しかしながら、例えばその資料の中においてどういうところが必要になるのかということにつきましては、その都度御相談させていただければ、私どもとしては資料を公開するというか、お見せさせていただくことについてはやぶさかではございませんので、言っていただければいいわけでございますが、その素案そのものをという形になりますと、また少し話が違うのではないかなあというふうに思います。

しかし、いずれにいたしましても、必要なことがございましたら、その都度言っていただければ、基本的には情報は公開していきたいと。あるいは、素案の段階であっても、そのところにつきましては、私どもとしても解釈を入れさせていただきながら御提案申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) くどいようですが、先ほども申し上げましたように、少なくとも今の介護保険の策定計画だとか、そういうものにプライバシーだとか、そういうのは入る余

地は基本的にないわけですからね。公文書公開条例で、作業中だろうと全部公開請求が出れば、これは当然出さなきゃいかんもんだし、出してもいいもんですが、もう一つお考えいただきたいのは、全県的にもその段階で、もう市民に周知をして意見を求めるということをやっているのが当たり前になってきておる中で、情報公開の時代というのはそういうことだと思うんですよね。だから、本当に市民の協力を得る、市民と一緒に考える、一緒に作業を進めていく立場を貫いていただきたいと思いますし、とりわけ、議会が予算審議との絡みで必要な資料を議会や議員が要請したときには、可能な限り、今、市長も協力するというふうにお話しいただきました。そういうものとして位置づけていただきたいと思います。

次に、予算との絡みで弥富市は、愛知県下では平均よりもやや下というぐらいの位置づけの財政力だというふうに私は理解しておるんですが、全国的には恐らく1,800ほどの市町村の中で100番以内の位置にあるまちだというふうに思いますが、それにしても、さまざまな今の財政状況の中で、市長も行政改革をしなきゃいかんということを強くおっしゃられておりますが、その中で私は、入札制度の改善というのは一つ大きい、弥富市にとって課題になっているということについて、具体的に事例を挙げながらお尋ねをしたいと思います。

平成19年度の1年分の入札執行調書、それから20年度の2月9日現在縦覧されておりまし た入札執行調書を見ますと、19年度は予定価格が総額で16億4,959万8,000円、落札価格の総 額が14億5,954万1,000円、88.5%であります。ずうっと弥富の場合は95%近い状態が続いて おりましたので、あれ、私の集計に間違いがあったんかなと思って見たんですが、よく見ま すと、結局、同報無線の入札が60%台で落札されたとか、あるいは集落排水の機械設備関係 が全部合わせて 1 億2,100万円ほどあったのが70.9%で落札をされたことが、ほとんどこの 二つが大きく影響して88.5%、恐らく年間の落札率が80%台に弥富市がトータルでなったと いうのはこれが初めてだと思うんです。これはずうっと以前から、こういう電子無線機器類 は、実際に市町村が買っている値段というのは市場価格とかなり差があるということで市民 からも通報があり、消防自動車やなんかについても弥富町時代からずうっとやってきて、そ ういう上に立って市長も新しい感覚で加わっていただいたりして、いろいろ御尽力いただい たと思うんですが、そういう長年の積み上げがあってされたことであったり、あるいはケー ブルテレビでも、これは直接入札をやったわけでありませんが、弥富バージョンで525円で、 ケーブルテレビだけを見るならということで、しかも、これは多分時代のせいだと思うんで すが、機能が大分変わっておりまして、以前に敷設されたものに比べると、非常に弥富の場 合は解像度もよくなっているということで、専門にこういうことにかかわっておる人から、 いい買い物をしたなといって喜んでいただいておることもあるんですが、19年度はそういう 特別なことがあって、入札の予算の節約も1億9,000万円ほど、過去に比べてできました。

ところが、20年度は18億7,300万円余りの予定価格に対して落札額は17億9,800万円で、

96%であります。予定価格に数字を出されたのは7,400万円でした。ここで私は、これは前から申し上げてきたことでもありますが、例えば下水道だとか、集落排水もそうですね。多分会計検査院の検査があるから歩切りはなるべくしないようにというと、やっぱり教育委員会だとか、そういう国の補助事業は同じような考え方でやっておると思うんですが、そういうところがほとんど97%だとか98%だとかという落札率なんですよね。歩切りもせずにそういう状態がずうっと続いている。しかも、ほとんど地元の企業が落札してそういう状態なんですね。私どもは、なるべく地元の人たちに受注の機会も保障していくということで、恐らくよその業者に比べると随分優遇をして入札の指名をしておるんですが、そこが当たり前のようにこういう状態を続けるというのは、本当に一緒にこのまちをつくっていく、そういう分野の専門職というか、そういう立場の人たちに対してそういう状態が続いている。この状態に対して、競争入札の仕組みをきちんと導入して是正させることができん状態というのは、私は弥富市の行政力が問われている問題だというふうに考えざるを得んと思うんですね。

関東なんかで下水道の特に推進なんかのところでは、85%を超えたらみんな談合だといっ て大問題になっておる時期に、ここは97%だとかが当たり前という状態というのは異常では ないかというふうに思いますが、もっと実態のある競争入札にするということが一つと、も う一つあわせて質問をしておきますが、例えば今、弥富は5億円を超えると大手ゼネコンと のジョイントベンチャーで、企業体で発注をする仕組にしておりますが、かつて弥富町時代、 昭和31年から36年当時、ほとんど物価変動は、これを見るとなかったように思いますが、弥 富町の予算が合併前の昭和29年は5,300万円、30年に合併して相当いろんな事業をやったこ とから31年は9,700万ですね。年間の歳出総額、32年が1億700万、33年が7,200万でござい ましたが、このときに弥富中学校の第1期工事が31年に行われておりますが、3780万円で総 予算の38.9%ですね。大手ゼネコンなんか一社も入らずにこの入札が行われて、それがこの 間壊されたけれども、はりの大きさや、そういうのはいろいろ、当時の規格ですから今はい かんのですが、ほとんど狂いがなかったということで、解体した人たちも感心をしておった 行為ですよね。だから、大手ゼネコンを参入させなければできんというのは、たまたま弥富 市が白鳥小学校を建てるときに、あそこは鹿島の土地を分けていただいたことから鹿島建設 を入れたのがきっかけになって、いつの間にやら、今ちょっと大きいとゼネコンを入れるの が当たり前というふうになっていますが、一つは、そんな当時でも町の総予算の、しかも合 併して予算規模が大幅に上がったときの38.9%を、この地域のそんなに大きくない、弥富の 業者じゃありませんよ、弥富はそんなに大きい業者はありませんでしたからね、などで入札 して完成させる。

さらに、昭和45年ですね、弥生小学校の1期工事で、当時の歳出予算が7億7,900万だった。1億1,890万、15.3%ですから、今で言えば相当の額ですよね。これは弥富の業者が落

札をして施工しております。

そういうころから考えますと、しかも、このとき本当に驚いたのは、31年の弥中の1期工 事は、1平方メートル当たりの単価が落札額で2万1,712円だったんですが、翌32年には1 万7,118円、伊勢湾台風を挟んで相当この辺は建設ブームだったと思うんですが、36年には 1万2,112円ですね。だから、ほとんど半減して落札をして、あんな立派な工事がされてお るわけですね。今と時代が違いますから、同じことができるとは思いませんが、それにして も業者の選定や、そのときの行政の姿勢によってこんなにも差があるかということを改めて 感じましたが、一つは実態の競争入札を伴う方法に変えるということと、それから基本的に 大手ゼネコンと弥富の業者がジョイントを組むというのは数も限られてきますよね、そうい うやり方にすると。だから、力量のある地元の業者なら、何も大手ゼネコンと、1社でだめ なら近所の、別に弥富でなくてもいいんですが、そこそこのもっと力のあるところと一緒に なるなり、いろんな方法で、やはり大手ゼネコンが入ることが条件みたいな入札は、もうそ ろそろ改めないと、結局、今いろんな談合問題なんかでひっかかって、入札に参加する業者 がないとかということで、一般競争入札をしようとしても数が集まらないような事態もあっ たように聞いておりますので、その辺もぜひ今後、特にこれから新しい、新桜小学校を含め てかなりの事業が続きますので、思い切った工夫をしていただくことと同時に、地元の業者 は、地元をやるときに、それなりの誇りを持ち、この地域と一体になって会社も成長させて いくというような気持ちがあらわれるような落札の仕方もしていただきたいなあということ を思うんですが、ぜひあわせて御答弁いただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 副市長。

副市長(加藤恒夫君) 先ほどの質問につきまして、入札制度の関係につきましては、指名 審査委員長を務めさせていただいておるという関連がございますので、こちらの方からお答 えさせていただきます。

以前から入札制度のあり方と、そういう中で予定価格と落札金額の差がないということの中でいるいる御意見もいただき、私どももこういったことについて関心といいますか、強く意識して入札を行っておるわけでございます。そういう中で、最近は相当内容も、若い職員の意見、発想を取り入れまして、この入札制度を相当見直しをしておりますし、それを実施いたしております。

そういうことで行っておるわけなんですが、結果的になかなか、先回も予定価格を事前公表して電子入札等を行ったりなんかをするわけなんですけれども、結果的なことでございますが、その予定価格と落札金額がなかなか差が出ない。当然、私どもも当初思いましたのは、予定価格を事前公表しないというのは、幾らで私どもが最低金額を持っているかということがわからないもんですから、私どもの金額よりも高い形で札を入れるわけですね。事前公表

であれば、100%がその以下で落とさないと失格でございますので、そういったことからしてみると、最低の金額の業者は相当差がつくという、当初は考え方を持っておったわけですが、結果的に予定価格を公表すると、そこの周辺でいっぱいの数字が出てしまって最低金額者との差がなくなってしまうということ、結果的でございます。非常に私どもも苦しんでおるわけでございます。

そういうことで、これからも今おっしゃったように、地元の企業の育成ということも、当 然我々行政としても考えなきゃならないわけでございますけれども、今、県の方も電子入札 の関係を強く打ち出してきておりますし、私どもも電子入札を今導入しております。

それから、いろいろ工夫される事業につきましては、それなりのまた入札のあり方を変えて行っておるわけでございます。そういうことで、確かに御指摘のように、今日までの状況からしてみると、90%台、九十五、六%のところの形でなっております、予定価格に対して落札が。

私どもも今までの中で、今議員もおっしゃったように、同報無線だとか、そういったものについては、お互い日本の大きなメーカーの戦いという形になるわけですが、そういったことと、それからそれぞれのメーカーも今の時代の中で競争意識が非常に高いということで、こういった差が出たんじゃないかなと思っておるわけでございますが、こういった建設土木につきましても、私どもとしましてはあらゆる入札制度を導入いたしまして、その事業の内容、そういうものをかんがみて、最近行っておりますのは事後の審査方式の一般競争入札を導入してみたり、いろいろ行っておるわけです。それから電子入札等も行っておるわけでございますが、そういったことも幅広く、今後、導入して進めてまいりたいと思っておるわけでございます。これがということはなかなか、100%のものはございませんが、今後、いろいろそういったことの面においては工夫を凝らして、いろんな職員の意見を聞き、そういったものを導入して今後も進めたいと思っておりますので、よろしくお願いがしたいと、このように思っております。

議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) ありがとうございました。

議長(黒宮喜四美君) ちょうど再開しまして 1 時間ちょっとたちました。これより 2 時15 分まで休憩といたします。

午後2時05分 休憩午後2時15分 再開

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

議長(黒宮喜四美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の者あり〕

議長(黒宮喜四美君) 以上で質疑を終わります。

本案8件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

日程第10 議案第9号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市行政財産目的外使用料条例の制定について

日程第12 議案第11号 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の制定に

ついて

日程第13 議案第12号 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につ

いて

日程第14 議案第13号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第15 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第16 議案第15号 弥富市男女共同参画推進条例の制定について

日程第17 議案第16号 弥富市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

について

日程第18 議案第17号 弥富市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第18号 弥富市児童厚生施設条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市子育て支援センター条例の一部改正について

日程第22 議案第21号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について

日程第23 議案第22号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第24 議案第23号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第25 議案第24号 弥富市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

日程第26 議案第25号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第27 議案第26号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第28 議案第27号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について

日程第29 議案第28号 弥富市下水道条例の制定について

日程第30 議案第29号 海部南部水道企業団規約の変更について

日程第31 議案第30号 市道の廃止について

日程第32 議案第31号 市道の認定について

日程第33 議案第32号 平成20年度弥富市一般会計補正予算(第7号)

日程第34 議案第33号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第35 議案第34号 平成20年度弥富市老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第36 議案第35号 平成20年度弥富市土地取得特別会計補正予算(第2号)

日程第37 議案第36号 平成20年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

日程第38 議案第37号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第39 議案第38号 平成20年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第40 議案第39号 平成20年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(黒宮喜四美君) この際、日程第10、議案第9号から日程第40、議案第39号まで、以上31件を一括議題とします。

本案31件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず杉浦敏議員、お願いします。

10番(杉浦 敏君) 私は、議案第28号弥富市下水道条例の制定につきまして質問をいたします。

この条例案では、11ページに公共下水道の使用料の設定がされております。私は、主に使用料の問題につきまして質問をいたします。

最近、集落排水を利用し始めた、ある住民の方から聞いたんですが、大変景気の後退といいますか、景気の低迷が影響しまして、下水道料金の負担が本当に大変だというお話を聞いております。それで、今回の料金設定は、今言いました集落排水に比べましてもかなり高いものに設定されているという問題があります。例えば、この表に従いまして計算いたしますと、普通の家庭で大体30立方といたしますと、10立方までが1,575円、それを超えます20立方が3,150円ということで、合計しますと30立方使えば4,725円ということで、先日、一般質問で三宮議員が南部水道の水道料金と合わせると1ヵ月1万円を超しちゃうと、こういう料金になっちゃうわけです。これが例えば集落排水ですと1立方当たり126円ということで、前回の議会のときに下水道課長から聞きましたのは、30立方ですと3,570円ということですから、1ヵ月で約1,155円の利用料の差ができてくるという状態であります。率にして換算いたしますと、集排の約3割増しという状況なんですけれども、まず計算の仕方としてこれでいいでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) それでは、杉浦議員の御質問にお答えします。

先ほどの料金につきましては、公共下水道30立方メートルで4,725円、集落排水・コミプラについて30立方で3,570円、それで結構でございます。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) それで、今、課長の方からそういう差ができてくるということなんですけれども、もちろん話としては、今回、この下水道の問題につきましては、前の議会で

「公共下水道の経営管理基本方針について」という書類をいただいておりまして、この中で どうしてこういう経過になったのかという御説明をいただいております。ですから、今申し 上げましたように、使用料単価だけに着目しますと、直接の利用料という面ではこれぐらい の差が出てくると。当然、これは公共の方は、かなり負担が重いなという感じがするわけで す。

ただ、私どもこの公共下水につきまして、昔の話をちょっとするわけでありますけれども、 平成13年10月に公共下水がゴーをかけられる前に議会に提出された資料を見ますと、公共下 水では立方メートル当たり125円にすると。そのかわり、受益者負担金というのをいただき ますよと、これが1平米当たり350円という資料が出されておりまして、これに基づいて公 共下水が本当にいいのかどうかということで議論もしたわけであります。

今回の157円50銭に当たりましては、さっき言いましたように、こちらの市側の説明では、いろいろ考えたけれども、利用を促進するために受益者負担金は取らないという形にするから値段を上げてちょうだいよと、そんなような説明がしてあるわけです。ただ、我々、この下水の問題を過去論議してきた中で、ある程度の受益者負担金は負担していただいても、料金は125円ですよという議論をしてきたわけでありまして、この下水道計画にゴーをかけたときの我々議会も、あるいは市民の判断というのも、そのぐらいの負担で済むのかなということで進んできたことですので、ここに至って157円50銭取る、さっきも言いましたように30立方超えますと4,725円、水道料金と合わせると月1万円という大変な負担になってくるということで、果たしてこれは住民の皆さんの理解が得られるのかというところが私非常に心配なんですけれども、その辺の御認識はどうでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 失礼します。それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの料金の違いということでございますが、先の公共下水経営基本方針でも触れさせていただいておりますが、下水道処理につきましては、その経費の負担していただく大原則としまして、雨水公費、汚水私費、これの御説明をさせていただきました。これにつきましては、汚水を出される排出者の方々にそれぞれ応分の負担をしていただくという考え方でございます。これは責任を持って汚水の方も処理していただかなければいけないというようなことがもとになってございます。

当初計画は、議員も先ほど少し触れられましたが、1立方メートル当たり125円、それと 受益者負担金350円というようなことで計画の策定はされておりました。しかし、それ以降、 いろいろ情勢が変わりまして、市民の皆様にはその整備費に関して御負担をいただかなけれ ばならないというような状況に変わってきました。

さらには、農集排・コミプラ等の収支状況も今大変悪く、一般会計から繰り出しを多く必

要とするというような状況になってきます。その関係でいろいろ長期的に、今回、計画を見直しをさせていただいて150円という、これは税抜きでございますが、そのような料金設定をさせていただきましたので、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) 私、この前の一般質問で、計画自体が非常に長くなったと、計画期間が平成50年までということで、それに対しまして市側から、新しいそれに沿った財政収支のシミュレーションといいますか、それは出しますということをお話を伺っていますので、事業の得られた統制といいますか、これならやっていけるなということをその資料をもとにまた判断するわけでありますけれども、今、直接住民が払います料金について着目してお話ししているわけでありますけれども、125円と157円、これはかなりの差があるわけでありまして、この辺の住民への周知といいますか、理解していただくためにも、午前中、大原議員の質問に対しまして、市長も住民への説明をもう一回しっかりとやっていくというお話ですので、従来、この使用料の単価がまだ決まっていなかったということで、そういうお話もきちんと市民に対してできなかったと思うんですけれども、ここで一度、この条例自体も、条例の施行が22年3月31日ということで、まだ1年以上ありますので、一度住民にこの案を提示されまして、市としてはこういうふうにやりたいということで、これは市の方針でしょうけれども、これに対する住民の意見も柔軟に聞いていくということが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 杉浦議員にお答え申し上げます。

議員、使用料金のことでお尋ねでございますけれども、その前提といたしまして、農業集落排水事業とコミプラ事業と公共下水道事業は違うということを、しっかりとまず御認識いただきたいなあというふうに思うわけでございます。私どもとしてはそういう観点のもとに、総務省から御指示いただいております財政健全化のための一つの案として、税抜き150円ということを設定させていただいておるわけでございます。そういった形の中で、将来的には財政の収支計画をしっかりとやっていきたいということでございますので、御理解賜りたいと思います。

また、住民の皆様、市民の皆様に対するPRは、今後、この条例を皆さんの方で御承認いただきましたら、その暁にはしっかりとPRをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) では、慎重に検討していただきますよう、要望といたします。 ちょっと関連で一つ質問いたしますけれども、午前中、大原議員からもお話があったんで すけれども、下水をやりますときに宅内配管は全部自分の費用でやらなきゃいけないということで、ちょっと前にも説明がありましたときにも、例えばこの集排の実績を見ますと、団地なんかでは宅内工事が30万から80万ぐらいと、農家のちょっと広いところですと120万ぐらいかかるということで、もっとかかるんかな、結構大変なお金がかかるということで、集落排水につきましては、宅地内配管及び宅内改造費の融資という制度があるんですけれども、この融資の主な内容及びその利用状況をちょっとお知らせ願います。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 弥富市におきましては、農集排の関係で、現在、弥富市下水道 事業宅内配管整備資金融資あっせん規則を設けさせていただいております。これにつきましては、昨年まで実績としてございました。些少ではございますけれども、償還が終わりまして、今年度実績はゼロでございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) 農集排の場合、昨日お伺いいたしましたら、1戸当たり70万円を限度額に、5年で返済という制度があるということで、私、ちょっと問題だと思いましたのは、こういう非常にいい制度があります。それで、当然この資料にもうたってあるんですけれども、一件でも多くの人につないでほしいという市のお気持ちもあるんですけれども、これにも少しでも多くの方に早く下水道を利用してもらうことが重要であると書いてあります。しかしながら、これから公共下水が始まるわけですけれども、ひとり暮らしの方とか、なかなかこういった費用を捻出できない方も多々あると思うんですね。今のお話ですと、集排の融資あっせん制度というのは、きのう聞きましたら、利用実績は1件しかないと、ことしは、今ゼロだよと言われましたけど、制度があってもなかなか使えないといいますか、どこか問題があると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 下水道課長。

下水道課長(橋村正則君) 制度の問題点等でございますけれども、実はこの制度、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、1件当たり70万円を限度としております。返済期間については5年以内でございます。それで、この制度を利用していただくに当たりまして、市の方で融資の場合に保証料がかかります。この保証料を補助させていただいております。しかしながら、融資でございますので、御本人さんが借り入れをしていただいて、当然利子等も合わせてお返しをしていただかなきゃいけないということでございますので、最終的にその返済をしていただくということになりますので、その辺でなかなか御利用が少ないんじゃないかと思っております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 杉浦議員。

10番(杉浦 敏君) それで、今度公共下水が始まりましても、こういった制度をつくっ

ていかれると思うんですけれども、一般市民の方が気楽に使えるといいますか、そういった ものを充実させていただきたいと思いますけれども、一つの課題として市の方にそれを要望 しておきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長(黒宮喜四美君) 次に安井光子議員、お願いします。

11番(安井光子君) 安井でございます。私は、議案第15号弥富市男女共同参画推進条例の制定について質問をさせていただきます。

男女共同参画社会基本法が1999年6月に施行され、10年目を迎えようとしております。基本法で義務づけられている都道府県の参画計画は、すべての都道府県で策定され、市区町村でも計画を策定した自治体は、51%と言われております。基本法は、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指すものとしておりますし、21世紀の日本社会を決定する大きなかぎとなる意義を持つ、これは内閣官房長官の趣旨説明ではこのように言われております。こうして男女共同参画社会基本法がつくられました。

では、今、日本の現状を見てみますと、2007年、男女共同参画白書によりますと、日本の女性の社会参画水準は、西欧諸国のみならず、一部アジア諸国と比較しても決して高いものとは言えない。実効ある改正を求める世論と運動で、女性の募集、採用、昇進、昇格、差別の禁止、育児・介護休業法の改善は図られました。しかし、パートを含む女性の賃金は男性の5割、女性管理職は1割程度、1人目の出産で7割の女性が退職せざるを得ない、これが現状でございます。社会のあらゆる分野の中でも、とりわけ雇用、仕事、家庭生活の両立の分野での男女共同参画が著しいおくれを示していると白書は述べております。

弥富市でも今議会に条例制定の議案が提出され、弥富市の男女共同参画が推進されていく ことを期待し、心からうれしく思います。この条例の基本理念に基づいて男女共同参画が、 家庭、地域、学校、職場、社会のあらゆる分野で市民の皆さんのお力を大いに発揮していた だかなくてはならないと思います。条例や今後策定されるプランを絵にかいたもちにするこ となく、命を吹き込み、生きたプランにしていかなければなりません。

まず、1問目の質問でございます。弥富市は、今回、参画プランが市長のお話では平成22年3月までにとなっております。津島市では平成14年に、愛西市は平成19年に参画プランが策定されたと聞いております。そして、津島市では15名の参画プラン策定懇話会委員が選ばれ、そのうち7名は公募で選ばれたと聞いております。私も参加させてもらったことがありますが、懇談会や講演会なども行われております。弥富市の今度の条例の第11条で定められている参画審議会委員には10人以内となっておりますが、各種団体の役員さんだけではなく、広く公募をして、よりすぐれた見識豊かな審議会委員を選んでいただきたいと考えますが、市長の御見解を伺います。

議長(黒宮喜四美君) 企画政策課長。

企画政策課長(伊藤邦夫君) 安井議員の御質問に私の方からお答えさせていただきます。

基本計画であります男女共同参画プランにつきましては、先ほどおっしゃられましたように、平成21年度に策定する予定をしております。審議会の設置につきましては、6月を予定しております。

なお、審議会には、先ほど言われました10名の委員を委嘱させていただく予定をしておりますが、公募委員につきましては、基本計画を策定する上でどうしても委員としてお願いしたい関係団体などの方々もありますので、その人選とあわせて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) 午前中の市長のお話にもございましたが、審議会とか協議会にできるだけ公募の委員を入れていきたいという御見解も述べておられました。ぜひこの男女共同参画につきましては、単発的なものではなく、ずうっと続けられていく、そしてよりすぐれた社会、男女が生き生きと暮らしていける市にするために女性の参画も進めていくというものでございますので、ぜひ公募の委員を入れていただきたいと思います。これは、ぜひ御検討ください。

二つ目の問題に移ります。市の職員の中での女性の登用率、各種審議会・協議会等の女性 の登用率、それとあわせて市の女性管理職の登用率はどうなっていますでしょうか、お答え ください。

議長(黒宮喜四美君) 企画政策課長。

企画政策課長(伊藤邦夫君) 私の方からは、各種審議会・協議会の委員への女性の登用状況についてお話をさせていただきますが、平成20年4月1日時点でございますが、各種審議会・協議会委員への女性の登用状況につきましては、合計14機関で17.74%になってございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 人事秘書課長。

人事秘書課長(村瀬美樹君) それでは、女性職員の登用率の御質問にお答えをさせていた だきます。

まず、職員の構成から申し上げますと、保育所の職員を除いた場合の女性の割合は31.7% でございます。

女性の登用率につきましては、管理・監督者の職であります主任級以上の職員の割合で申 し上げますと、男性が120人、女性が37人でありまして、女性の割合は23.6%でございます。 次に、保育所職員を含めた全体の職員構成から申し上げますと、女性の割合は55.3%にな ります。女性の登用率につきましては、同様に管理・監督者の職であります主任級以上の職 員の割合で申し上げますと、男性120人、女性83人でありまして、女性の割合は40.9%でございます。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 安井議員。

11番(安井光子君) 弥富市の場合、全国平均から見てみますと、かなり高い数字になっているのではないかと思います。これからも大いに女性の登用を進めていただきたいと思います。

次の問題です。男女共同参画の制定に当たって市長のお考えと御決意を、ぜひお聞かせください。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 安井議員にお答え申し上げます。

大変弥富市としては他の市町村から比べますと遅くなったわけでございますが、そういった形の中で十分皆様の御意見をいただきながら、しっかりとしたプランを作成していきたいというふうに思っております。

先進市町にまさるとも劣らない、そういったようなプランを作成させていただきますので、 どうぞ、また議員の皆様も御尽力賜りたいと思います。以上でございます。

11番(安井光子君) ありがとうございました。

議長(黒宮喜四美君) 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番(三宮十五郎君) 補正予算等に関連いたしまして、3点についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、必要な人に必要な支援を、時代にふさわしい税・保険料などの減免制度をという 問題でお尋ねいたします。

けさほども佐藤議員から滞納がふえているということで御心配がございましたし、弥富市でもこの春、3月をめどにいたしまして、新しい税や保険料等の減免制度についての御検討をいただいてまいりましたが、検討の状況などもお聞きすると、ここはもう一度きちんとお尋ねをしておいた方が、お互いの理解も深め、今の状況に対応できるんではないかということで、まず最初の質問をさせていただきます。

少子・高齢化時代への対応ということで、消費税が約190億円ほど庶民の懐から納められました。事業所の場合は、これは自分で払わずに、お客さんからもらって払うわけですから、負担をしなくて、基本的に庶民が負担をします。ほぼ同じ時期に、法人3税がバブルの後も、しばらくしてから市場最高のもうけを続けるというような状況も結構長くありましたが、今は大変な時期になっておりますが、この間、合わせて160兆円ほど法人3税が減税に至った。あるいは、銀行なんかはバブル当時のいろんな後始末のために、今も本業のもうけからは一切税金を払っていないところがほとんどという状況の中で、本来の少子・高齢化だとか福祉

に使われない状態の中で今日を迎えているということが一つと、もう一つは、2002年以来の小泉改革によります税制の改悪、あるいは年金や保険医療制度の改悪等によりまして、この間、庶民負担が08年度にはとうとう、この間のいろんな制度を合わせますと、年間12兆円の負担増が発生していると。ここに、今回の異常な雇用問題や景気の悪化という状態に遭遇いたしまして、本当に働いていても生活保護とそんなに変わらない収入しか得られないとか、あるいは預貯金ゼロで、首を切られたその日から住むところもない、再就職の手だてもとれないというような本当に恐ろしい状態が生まれ、また10年連続で年間3万人を超える人たちがみずから命を絶つという悲惨な状態が続いており、さらに深刻な事態ということで、毎月の統計も明らかにして、今後は自殺防止を図らなきゃならんというような深刻な事態を迎えている中での問題としてお考えいただきたいと思います。

税、保険料につきましては、一般質問の安井議員の質問の中で市長が、介護保険制度については減免は、全額免除しないとか、それから一般会計から負担しないとか、3原則という内容の御答弁をされたと思いますが、実際にそれは国会答弁であってはならないと、そんなことはね。だって生活保護の人は、介護保険料や国民健康保険税に相当する分は、全額国が給付をしてもらうという仕組みですから、生活保護の人は負担をしない仕組みなんですよね。それにもかかわらず、生活保護よりも低い状態で生活をしておる、同じ状態で生活をしておる人たちが全額免除を受けられないなんていうのは、法のもとでの平等を認めないことになりますし、生活保護法そのものが、ほかの法律によって救済される手だてがあるときは、全部そちらを優先してやりなさいという法律になっておりますから、そんな国の対応というのは許されんことであって、結局、国会答弁を通じて市町村がおやりになれば、それは結構ですと。国はお金を出しませんと言うんだから無責任な話ですよね。こういうことで、さらに地方税法では、323条と367条の二つの条文によりまして住民税の減額や免除を市町村長が定めることが決められております。

考え方の土台というのは、非常に市の担当者の方も苦労されたようですが、要するに健康で文化的な最低生活の保障というのは、生活保護基準が一つのベースですから、それ以下か、ないしはそういう負担をすれば生活保護と同等かそれに近い状態になる人たちは、基本的に減額や免除がされるということが日本の法制度の建前であって、しかも、それぞれの法律によって市町村長が必要と認めたものは減額、免除することができるというふうに決められており、市町村が条例や規則をつくってそれを実施するということになっておるわけでありますが、今回も、例えば税金の問題で、地方税の問題、市民税の問題で言いますと、従来の180万円以下世帯所得ですね、働いているのが1人の場合、180万円以下というのを200万円にして、それが半分以下になった場合はと言うんですが、4人家族や5人家族の場合ですと、それが生活保護基準以下なんですよね。これはそういう本来の法律の趣旨に沿っていないわ

けで、生活保護基準を下回る、あるいはそれに負担をすれば下回るか、それに近い状態になる人たちを対象とする制度に改めるということでの合意をつくっていただくことが必要ではないかと思いますし、今回、介護保険の方は、課税世帯についても本来の計算した額の半分にするということで、従来からは一歩踏み出された、あるいは愛知県下の事例で言うと、かなりいい方向の内容が決められたんじゃないかというふうに思いますが、それにしても、やっぱり考え方の土台ですね。国会の答弁でも就学援助なんかは全員が対象ではないけれども、生活保護基準の1.2倍以下というような形で対応されているようなところでは、そういう人は当然市民税の減額や免除の対象になるという国会答弁がされておりますので、そういう事例に基づいた、あるいはその法律の合理的な解釈に基づいた基準をしっかりお決めいただいて実施されるということを改めて、まだどうもそういう状況になっておりませんので、もう少し突っ込んだ御検討をいただきたいということが一つ。

それから、時間の関係がありますのであわせて質問させていただきますが、既に課税され た人が、その後、いろんな事情で、もうお年寄りになって仕事がなくなって何年かたってき たとか、あるいはいろんな事情があって仕事ができなくなったとかということで所得がなく なった場合には、京都府などは、前にも申し上げたことがございますが、やはり生活保護基 準を一つの目安にした滞納処分の停止をすると。要するに、この人には強制取り立てはしま せんということを決定すれば、あとは行政の判断ですぐにでも課税がなかったことにするこ とができるし、少なくとも法律的には3年たてばその課税、そういう状態が続けばなかった ことになるという、そのかわり滞納処分はしませんと、強制執行はしませんという通知を出 さなきゃいかんと、この場合はね。そうすると住民の方も安心して、今の状態が続く間は、 うちは税金を払わんでもいいんだなということが理解できるという法律があって、京都市は 府で統一基準を決めて、全府下で同じ方法でやっております。やはり収納対策というのは出 せる人に出していただくと同時に、出せない人が肩身の狭い思いをして自殺をしたり、ある いは夜も寝られんといような状態にならないようにすることも納税相談の大事な仕事であり ますので、特に今の時期に律儀なお年寄りや、それから中にはそんなにお年じゃなくても律 儀な人たちもおりますので、本当に横着じゃなくて困っている人たちに対しては、そういう 法律に基づいたきちんとした手だてをとって不良債権として残さない方法、それから払える 人たちが残しておるやつについてはきちんと必要な手だてをとっていくということも、あわ せてめり張りのある収納対策をしなければ、私自身が要請したこともありまして、議会の方 に回されてきます監査委員の方の月例監査のやつを毎月必ず見させていただいておりますが、 特に課税最低限が上がったことや、いろんな条件が変わったことから、特別徴収の市民税な んか、今、多分91%台になる可能性が、ことしなんかの場合はあるぐらい収納率が悪くなっ てきていますよね。そういう中ですから、本当に対応しなきゃいかん人と、それからきちん

と相談に行って納めていただく人を、やっぱり市の担当者がわかって相談に行けるようにすれば、行く人たちも大変ですので、もっと気持ちよく市民と接することができると思いますので、そういう手だてもとっていただきたいという、この二つの問題、税金と料金の問題についてお答えいただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 三宮議員にお答え申し上げます。

介護保険料の問題につきましても、何とか保険料を据え置きしていきたいという形の中で、 基金を取り崩しながら、それに充当するものでございます。

あるいは国民健康保険におきましても、一般会計からの繰り入れを、ことしの場合は2億 1,000万ほどさせていただいております。そういった中で、保険料の問題につきましても御 負担がかからないようにということで考えております。

また、その中における介護保険料、あるいは国民健康保険税における減免規定も新たに設けさせていただきました。これにつきましては、この後、担当の課長から説明をさせていただきますので、また税の滞納等につきましても、あわせてお答え申し上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 介護高齢課長。

介護高齢課長(佐野 隆君) それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、安井議員さんからの一般質問で答弁をさせていただい ておりますので、繰り返しになるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

今回、介護保険料の減免の見直しをさせていただきます。その内容につきましては、新たに収入基準を追加制定し、所得基準と収入基準を比較し、減免割合の大きくなる区分を適用することになります。所得基準は、前年所得362万円以下の者、収入基準は前年収入520万円以下の者で、その減少額が2分の1以上減少する場合が対象となります。これは国民健康保険税の減免とよく似ております。詳しいことは厚生文教委員会で報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、その他特別の理由により市長が認めた場合として、内規により実施しています低所 得者に対する減免につきましては、見直しを行い、基準の引き上げ及び対象者の拡大をさせ ていただいております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 保険年金課長。

保険年金課長(佐野 隆君) 失礼いたします。今回の改正につきましては、介護保険と国 民健康保険との整合をとるということで、同様の考え方で進んでまいりました。先ほども介 護高齢課長の方からお話しさせてもらいましたが、収入基準と所得基準と両方併用すること により、その大なる方を採用していくということで、所得基準としては前年所得を362万円 以下、収入基準としては前年収入520万円以下というようなことで、統一した考え方で進んでまいります。以上でございます。

議長(黒宮喜四美君) 税務課長。

総務部次長兼税務課長(若山孝司君) まず、議員の方から先に言われてしまったわけですけど、税の方の減免規定につきましては、議員がおっしゃったように、対象となります前年度の総所得金額を180万から200万円に見直しをいたしました。経過年数が相当あるということで、そのように所得金額を改正させていただきました。これにつきましては、また委員会の方で御審議の方を、よろしくお願いしたいと思います。

それから地方税法の方では、私が申し上げるまでもなく、議員御承知でありましたが、295条の方で住民税の非課税の規定があります。1項において生活保護、生活扶助を受けられる方については課税をしない。2項においては、障害者、未成年者、寡婦の方については、前年度の合計所得金額が125万円以下であれば課税しない。さらに3項におきまして、これは生活保護法の規定による厚生労働大臣が定める保護の基準を参考にして市町村の条例で定めておりますが、前年の合計所得金額が28万円以下は課税しないというような規定がございまして、これらの規定によって救済がされているものと私は考えております。

それから、弥富市におきましては減免規則も整備しておりますし、滞納処分におきまして も、それぞれ担税力を見て差し押さえ等を実施しておりますので、法の趣旨に沿った、また 配慮をして実施いたしておるというふうに考えております。

ただ、議員がおっしゃった通知につきましては、私どもなかなかそういう知識がなかったわけですが、20年9月から国税局のOBさんに、臨時職でありますが来ていただきまして、現在、その方の指導、助言を受けてやっておりまして、今後、よくその辺を、議員御指摘のことについてはその方とも御相談して、通知が必要と考えますので、検討させていただいて実施していきたいと考えます。

それから生活保護の扶助につきましては、保護の基準に基づき、年齢や世帯人員等により 扶助されますが、この金額と税法の比較は非常に難しいと考えておりまして、なぜかと申し ますと、収入から必要経費を差し引いた所得額で税額を算定すると。税法上の所得とこの所 得との比較になりますので、本来、税額をお願いする所得額ではなく、その前の収入額で市 税減免の要否を判定することについては、幾つかの所得の種類があるわけでございまして、 公平なのかどうかと疑問を感じております。以上です。

## 議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 市でやっておる制度の中で小・中学生の給食費の助成だとか、一部学用品の助成は就学援助という方法でやっておりますが、これは生活保護基準の実収入で生活保護基準の1.2倍を一つの目安に、当然そこで負担する社会保険料だとか税は除いた後

の手取りの実収入ということになるんですが、やっておって何の混乱もなく、そうめちゃく ちゃふえることもなく運用されておりますので、生活保護基準というのは実収入をもとにし ておりますのと、もう一つは、今税務課長がおっしゃられたように、所得と収入の間に大き い開きがありますよね。例えば、今28万円以下は税金がかからないから救済されておるだろ うというふうに課長は言われたんですが、無年金でひとり暮らしの人で28万と、給料の場合 で基礎控除は、パート、アルバイトだと65万ありますので93万円を超えると均等割がかかる んですよね。介護保険料は均等割がかかりますと125%になるということであって、少なく とも3万5,000円ぐらいの家賃のアパートにおれば、年間、生活保護費として受け取る費用 は、間違いなく120万超えます。さらに医療費や介護保険料や、そういうのは全部免除され ます。健康保険も払わなくてもいいわけですから、実際には1.2倍、1.3倍程度の暮らしは生 活保護法の規定によってできる仕組みになっておるわけです。ところが、もう一方で所得ゼ 口の人でも、例えば65歳を過ぎますと、年金は120万までは所得ゼロですよね。それから、 運よく働くところがあって65万まで働くことができれば、所得ゼロでも185万の収入が現実 にある人もおるわけです。したがって、所得28万の人は救済されておるなんていうことは絶 対あり得んわけですので、ここは介護保険やなんかも実態に見合った減額や免除を、まだい ろいろ問題はありますが、始めておりますので、税務課の方も、もっと現実的な対応が、本 来は救済されるべき人を、きちんとその全体を見て、本人の申請に基づいて審査できるよう な仕組みをつくって必要な対応ができるようにしなきゃならんということと、それからもう 一つは、さっきの滞納処分の停止ですね。本来、負担能力がなくて払えない人については通 知する制度をこれから考えていくということですので、これは不良債権をきちんと減らして いく、それから本当に払えない人たちを救済するいい仕組みだと思いますので、きちんと進 めていただくことを要望して、もう一つの最後の質問に移らせていただきます。

今、非常に制度が複雑になって、したがって、その緩和や対策は、市町村長が必要と認めたものはすることができるということなんですが、国に言わせると、これはすることができるんじゃなくて、しなきゃならんことであって、市町村長の意思でやるとかやらんとかというもんじゃないんだということが行政裁判の実例なんかで、判決で示されておりますので、そういう形で市町村の責任というのは、特に今みたいな経済的に非常に不安定な中では物すごく大変になっていて、皆さんも御苦労されておるわけでございますが、短く終わりたいと思いますので事例一つだけに絞りますが、例えば障害者に対するいろんな支援がありますよね。そうすると、所得の多い人たちは、3ナンバーの自動車の取得税から、一定の条件の障害の人を持っているか、本人が障害者であれば、3ナンバーの車の自動車取得税や自動車税や、そういうのは減免になりますよね。それから、同居特別障害者がおる場合は、100万ぐらいの所得控除が認められますよね。税額で大体そういう所得のかなり高い人たちは、最高

税率のところで所得控除を受けられますので、四、五十万税金の免除が受けられます。そうすると、自動車税とそっちの関係だってすごい支援が受けられる。ところが、実際に鍋田だとか十四山の外れの方だとか、そういうところに住んでいる障害者の方だと、しかも、御本人の事情や家族の事情で車に乗れないとか、あるいは経済的な理由で車が持てない人たちは、今、弥富市から受けられる支援というのは、税金も、もちろんそういう人たちですからないんですが、あとタクシーの利用券、この前、制度が少し変えられまして、寝台のストレッチャーが使えるとか車いすが使えるやつはちょっと高くしていただいたんですが、結局、基本料金と迎え料金だけという仕組みですよね。そうすると、一方の人たちは、その自動車税やそういう関係の免除が受けられ、なおかつ何十万という税金の減額や免除が受けられるんですが、こっちの人はそういうチケットを36枚もらうだけですが、とても鍋田から、あるいは十四山の一番外れの方から海南病院に来るとかということは、本当にちょっとなかなか、よっぽどのことがない限り使えない状態ですよね。

だから、私、前から申し上げているんですが、結局、そういう住宅問題もそうなんですが、 そういう所得の低い人たちは、国は、都道府県や市町村の施策によって応援しなきゃいかん というふうに決められている。そこがやらなければ、結局支援が受けられない。

今回の景気対策でも、所得が一定ある人たちは、うちを買ったり、そういうことによって最高何百万というような税金の減額や免除が受けられるでしょう。本来は、実は税金を通じてなるべく格差を少なくして、そういう救済の必要な人を救済するというのが税金の仕組みなんですが、日本の場合は税金の仕組み、取った後の方が、かえって今格差が大きくなっているというか、そういうことからも今の時代に必要な人に対する支援の仕組みですね。差し当たって言えば、本当に車も持てないような一定の障害を持っている人たちに対する支援なんかは、割り増しの制度を設けるとか、そんなに大きい負担にならんけれども、必要な人に必要な支援ができる仕組みに、ぜひ弥富の弱者支援の仕組みを変えるような御検討を進めていただきたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長(黒宮喜四美君) 福祉課長。

福祉課長(前野幸代君) 三宮議員の自動車税の関係と、それからタクシー料金の助成との 関係につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃいましたように、自動車税とか軽自動車税の減免と、それから福祉タクシー料金の助成、両方受けてみえる方も確かにございます。これにつきましては、他の市町村を見てみましても、自動車税の減免を受けてみえる方は、タクシー料金助成の対象から外しておる市町村も確かにございます。今後、私の方は、これにつきましては検討をしていきたいというふうに思っております。

また、枚数というか、初乗り料金等の補助の関係でございますが、今、私ども年間36枚の

利用券の交付をしております。それで、市町によっては1回に2枚か3枚までというふうに 認めておる市町もあります、確かに。ただ、障害をお持ちの方々に広く外へ出ていただきた いという思いもございまして、私の方は36枚で、1回につき1枚の使用というふうにさせて いただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長(黒宮喜四美君) 三宮議員。

12番(三宮十五郎君) 思いは善意でなるべくということだと思うんですが、実際にいろ んな御事情があって、なかなか就職も思うようにできないとか、それから車も持つことがで きない、そういう人たちで障害が重くて海南病院まで出てくるにしても、何かの御事情で役 所まで出てくるにしても、初乗り料金でここまで出てこようと思ったら本当に大変ですよね。 一方で所得の多い人たちは、何十万という税金の控除も受けられる。それから、3ナンバー の自動車の取得税や自動車税の免除が受けられるということになりますと、そういう極めて 限られた条件で厳しい暮らしをしておる人たちが、せめて病院に来るときだとか、何か用が あって、今はだって申請制度ですから、役場へ出てこんと、電話やそういうことで済まん用 事がいっぱいありますよね。そういうことから考えても、私はもう少しそういう実態に見合 った、必要な人に手が届くような支援の仕組みというのをぜひ、きょう即決で御回答いただ かなくても結構ですが、やっぱり市の方針として進めていくというか、そういう仕組みとい うのをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(黒宮喜四美君) 服部市長。

市長(服部彰文君) 三宮議員にお答え申し上げます。

私ども行政といたしましては、介護に携わる、あるいは身体に障害をお持ちの方に対して、 さまざまな支援、あるいはサービスをさせていただいておるわけでございます。今日的に大 変厳しい社会情勢になってまいりました。そういったことを踏まえて、弱者に対するさらな る支援という方向性につきましては、今後とも検討してまいりたいというふうに思っており ますので、御理解賜りたいと思います。よろしくお願いします。

12番(三宮十五郎君) ありがとうございました。

議長(黒宮喜四美君) 他に質疑の方はありませんか。

[「なし」の者あり]

議長(黒宮喜四美君) 以上で質疑を終わります。

本案31件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

日程第41 議案第41号 平成20年度弥富市一般会計補正予算(第9号)

議長(黒宮喜四美君) 日程第41、議案第41号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長(服部彰文君) 本日、提案申し上げ、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件 でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号平成20年度弥富市一般会計補正予算(第9号)につきましては、歳出の総務費 におきまして定額給付金給付事業に係る事業費6億6,800万円、民生費におきまして子育て 応援特別手当に係る事業費2,520万円、教育費におきましては、小・中学校耐震補強工事等 請負費及び管理委託料3億9,261万円を増額計上し、これらに対して、まず歳入といたしま しては、定額給付金給付事業費補助金6億6,800万円、子育て応援特別手当交付金2,520万円、 安全・安心な学校づくり交付金2億1,538万1,000円、合計9億858万1,000円の国庫補助金と 学校施設整備事業債1億7,580万円などを増額計上し、また定額給付金給付事業、子育て応 援特別手当支給事業、耐震補強整備事業の繰越明許費の補正を計上し、地方債の補正を計上 するものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(黒宮喜四美君) 議案は説明を省略させ、これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の者あり〕

議長(黒宮喜四美君) 質疑なしと認めます。

本案は、お手元に配付した議案付託表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に付託し ます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会 します。御苦労さまでした。

午後3時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮 喜四美

同 議員 炭 窜 ふく代

同 議員 山口 敏子